東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会(第5回)

会議次第

平成27年 2月16日(月) 午前10時00分から11時30分 総合庁舎18階 大会議室

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1)(仮称)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画(素案)について【資料1】
- 3. 閉会

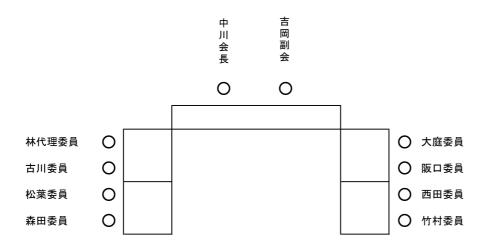
子ども・子育て会議 幼保連携検討部会委員名簿(50音順、敬称略)

			_
		氏名	
1	北宮幼稚園長	大庭 悦子	臨時委員
2	若江幼稚園長	阪口 和美	臨時委員
3	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明	子ども・子育て会議委員
4	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	◎中川 千恵美	子ども・子育て会議委員
5	石切保育所長	西田 澄江	臨時委員
6	大蓮保育所長	廣瀬 裕見子	臨時委員
7	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子	子ども・子育て会議委員
8	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子	子ども・子育て会議委員
9	社会福祉法人信光園若江保育園園長	森田 信司	臨時委員
10	東大阪大学副学長	〇吉岡 眞知子	子ども・子育て会議委員

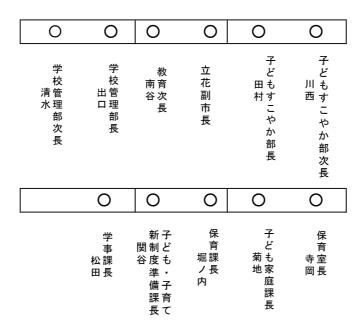
◎:部会長 ○:副部会長

入口

東大阪市幼保連携検討部会 (第5回) 配席表



傍聴席



資料1-1 第5回幼保連携検討部会

東大阪市子ども・子育て支援事業計画 ~_{素 案}~

平成 27 年 1 月 東大阪市

【目次】

第1章 計画の基本的な趣旨	
1. 計画策定の背景と趣旨	. 2
2. 計画期間	
3. 計画の法的根拠	
4. 計画対象	
5. 計画の位置づけ	
6. 計画策定の体制	
(1) 東大阪市子ども・子育て会議	
(2) 庁内組織(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査	
(3) 東入阪市士とも・士育で文援事業計画に関するアンクート調査 (4) 在宅子育て家庭の座談会	
(4) 任七丁育 (
(6) パブリックコメントの実施	
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	
2. 計画策定における基本的な視点3. 子どもの育ちと子育てに関する理念	
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念4. 本計画の基本的な考え方 ~すべての子どものために~	
第3章 施策展開に向けて	
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性	
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	
(1) 社会環境の変化(高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・)	
(2) 幼稚園・保育所(園)の現状(3) 在宅での子育て支援について	
(4) 一時預かりについて(4)	
(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について	
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について	
(7) 留守家庭児童育成クラブについて	
(8) 子育て支援の情報提供について	
(9) 親の子育て力の支援について	
3. 施策展開の基本的な考え方	
(1) 戦略的に取り組むための考え方	40
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について	44
(3)公立の教育・保育施設の再編整備の考え方	45
第4章 事業計画の具体的な取り組み	47
1. 教育・保育提供区域の設定	
(1) 考え方	
(2) 教育・保育提供区域の設定について	49
2. 必要見込み量の算定方法について	53
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要	53
(2) 需要量の算出方法の概要	54
(3)必要見込み量の概要	
3. 就学前児童の学校教育・保育について	
(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等	
(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容	
(4) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」	74

4.	地域子ども・子育て支援事業等について	75
	(1) 延長保育(時間外保育) 事業(開所時間を超えた後の延長)【市域全体】	75
	(2) 放課後児童クラブ (留守家庭児童育成クラブ)【小学校区】	76
	(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) 【市域全体】	80
	(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】	81
	(5) 一時預かり事業【市域全体】	84
	(6) 病児保育事業【市域全体】	
	(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児)【市域全体】.	90
	(8)乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】	92
	(9)養育支援訪問事業【市域全体】	93
	(10) 妊婦健診【市域全体】	94
	(11) 利用者支援事業【市域全体】	
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市域全体】	97
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市域全体】	97
	(14) 夜間保育事業【市域全体】	
	(15) 早朝の時間帯における保育【市域全体】	98
	(16) 休日保育事業【市域全体】	
5.	200 miles and a second of the	
	(1) 認定こども園について	100
	(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上	
	(3) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校等の連携	103
6.		
	(1)地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実	104
	(2)児童虐待防止対策の充実	106
	(3)障害児施策等の充実	107
	(=) = DC - 11 Next o 11/211 Next - 1-1/2 Oct 1 - 11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	109
	(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進	109
	(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	109
第5	5章 計画の推進に向けて	111
1.	推進体制の整備	112
	(1) 庁内の推進体制	
	(2) 関係機関等との連携	
2.	計画の進捗状況の点検・評価	
3.	計画の周知	113

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育ち・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成17年度から平成26年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育ち・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この 10 年の間に地域の子育でに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所(園)の開設や子育で支援センターの設置によって地域の子育で支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などを行ってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

この間、「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に応えていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^{◎ 3}つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦・12歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象と します。

5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理 念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進 プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3次東大阪市障害者プラン・第4期東大阪市障害福祉 計画、第2次東大阪市健康増進計画、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に 留意して策定します。

東大阪市第2次総合計画

将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現

~「施策大綱」の1つに「健康と市民福祉のまちづくり」を設定し、「健やかに子どもを育む福祉 の充実」を目指しています。~

連携

次世代育成支援行動計画

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

- ①民間活力で待機児童解消へ
- ②公立の幼保連携型認定こども園
- ③地域子育て支援センターの拡充
- ④アウトリーチ型支援の強化

東大阪市の各種計画

東大阪市第4期地域福祉計画

東大阪市教育振興基本計画

東大阪市人権教育基本方針・推進プラン

第3次男女共同参画推進計画

第3次東大阪市障害者プラン・第4期東大阪市障害福祉計画

第2次東大阪市健康増進計画

第2次東大阪市食育推進計画

東大阪市地域就労支援計画

その他関連計画

法定計画

子ども・子育て関連3法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学 校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規 模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - →認定こども園、幼稚園、保育所、また小規模保育など地域型保育の整備で待 機児童の解消
- ●認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - →質の高い幼児期の学校教育・保育を認定こども園制度の改善で総合的に提供
- ●地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 - →子育ての相談や一時預かりなど地域の子ども・子育て支援の充実

- ◆経緯 ○平成24年6月26日衆議院可決、8月10日参議院可決
 - ○平成25年4月1日から国の子ども・子育て会議がスタート
 - ○平成27年4月から新制度の本格実施

もを産み育てや す

6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。 学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。 また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるとこ ろにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所(園)や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業 の利用料を検討します。

② 幼保連携検討部会

幼稚園・保育所(園)の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所(園)、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会

主に幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行います。

④ 特定教育·保育施設障害児入所認定審査部会

保護者に保育が必要な事由(2号または3号認定)があり、かつ心身の発達支援を要する児 童の保育施設入所について検討・認定を行います。

(2) 庁内組織

① 東大阪市子ども・子育て支援新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関係する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市 子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成します。またアンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① 調査対象者

平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童($0\sim5$ 歳)から 6,048 人を、小学生 ($6\sim11$ 歳)から 3,213 人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦 については平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降で ある妊婦から無作為で 815 人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成25年10月1日に郵送による調査票発送を行い、平成25年10月16日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては11月5日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

			,			
	就学前児童	小学生	妊婦			
調査地域	東大阪市全域					
国本士 ::	調査は、郵送配布、郵送	回収で行い、お礼状兼督	促状を1回送付した。ま			
調査方法 たポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。						
	平成 25 年 10 月 1 日~10	月 16 日				
調査期間	(但し、平成 25 年 11 月	月5日までに市役所へ届い	た調査票は集計の対象と			
	した。)					
┃ ┃抽出方法	住民基本台帳に基づき対	象者を無作為抽出。妊婦	は母子手帳の交付を受け			
描出力法	たものの中から無作為抽	出。				
	平成25年9月5日現在、	平成25年9月5日現在、	平成 25 年度に母子手帳			
┃ ┃調査対象	東大阪市在住の就学前	東大阪市在住の小学生	を取得した方かつ出産			
I 神且刈水 I	児童 (0~5歳)	(6~11歳)	予定日が平成 25 年 10			
			月1日以降である妊婦			
調査対象数	6,048件	3,213件	815 件			
有効回収数	3,148件 1,561件 449件					
無効回収数	8 件	5件	0 件			

表 調査の概要

(4) 在宅子育て家庭の座談会

有効回収率

子育で不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育でをされている方に参加を募り、各 リージョンセンターにて座談会を開催しました。

48.6%

55.1%

(5) フリージョンセンターにおける計画説明会

52.1%

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方 への周知を図りました。

(6) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・ 夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育ち・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

これまで「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供 を目指します。

(1)「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

平成 26 年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」においても貧困の連鎖を防止するための施策の拡充が求められています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

(3)子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを 支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育 成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認 識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構 成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの 役割を果たすことが必要となります。

(4)子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てが できるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる 人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲の様々 な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであ り、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とさ れています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子ども と子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 〇保育の必要があるかないかなどで区分するのではなく、東大阪市のすべての子ど もを育てるような、東大阪市で生んでよかったといえるような支援をするべき
- ○「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章や、保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことだと思う。だからこそ、行政としては何がどのようにできるのかを掲載してほしい。
- ○転入された子育て家庭にとっても明るい東大阪市になればと思う。
- 〇従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保 連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるので、改めて就学前の「教育」 「学び」といった視点を重要視してほしい。
- 〇幼稚園などに行けば、ある程度は市が把握できるが、どこにも行かないので、4、5歳になっても市が把握できない子どもたちについて把握すべき。網からこぼれ落ちた子どもへのセーフティネット作りを、この支援事業計画でやりたい。子どものセーフティネットを確保すべき(つどいの広場等のNPOに協力を依頼・様々な地域のネットワークの活用)。
- ○障害のある子どもなどにも細かいサポートをできるようにしてほしい。

^{*} ご意見を元に計画策定を行いました。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクレーション活動施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの 姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みと いえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○「自然に成長していく力」について、地域がサポートしていくという考え方もある。
- ○「子どもの最善の利益」を実現できる社会が保育施設に入所する事に直接繋がる わけではないので、在宅支援についても考えていきたい。

4. 本計画の基本的な考え方 ~すべての子どものために~

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て支援新制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供 を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じその間の子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい 発育・発達が見られる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やもの との関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく 基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、 そのかかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊戯やレクレーション活動の施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

理 念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・ 夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の 提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社 会を目指します
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを 等しく保障します
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政 などの社会全体が協働し、それぞれの役 割を果たす社会を目指します
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての 人が、安心と喜びと誇りを持って子育て ができるような社会を目指します

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

①子どもの育ち

成長していく力

周囲の環境に対して自分から能動的に 働きかける力

- →周囲の環境と関わる中で生活に必要 な能力等を獲得
- ②子育てとは

子育て=子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長 していく過程

- →保護者の育児の肩代わりではなく、親 としての成長の支援、子育てや子ども の成長に喜びを感じられる支援を目 指します。
- ☆これらについて、社会のあらゆる分野に おける構成員が各々の役割を果たすこ とが必要

本計画の基本的な考え方

- ~すべての子どものために~
 - ①すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
 - ②すべての子どもがすこやかに成長するために

施策展開の基本的な考え方

*「第3章 施策展開に向けて」参照

戦略的に取り組むための考え方

- ①幼児期における質の高い学校教育・保育 の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の拡充

公立施設の将来像について

- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚 いサポート

第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

これまでは東大阪市次世代育成支援行動計画の施策の1つとして少子化への対応を進めてきました。

本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。

図 計画の関係性

次世代育成支援行動計画

●次世代育成支援対策推進法に基づいた計画。平成27年度以降は引き続き計画を実施。

東大阪市次世代育成支援行動計画 (前期・後期)

【期間】平成17年度~平成26年度 【施策体系】

- ①子どもの権利を守る社会づくり
- ②地域における子育て支援の充実
- ③子どものすこやかな成長及び発達 支援
- ④子育てを支援する生活環境の整備

(仮)東大阪市次世代育成支援行動 計画

【期間】平成27年度~平成37年度 これまでの計画の後継として実施。

> 今日的課題や教育・ 保育の提供等に関す ること

子ども・子育て関連3法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

本計画(東大阪市子ども・子育て支援事業計画)

【基本的な視点】

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それ ぞれの役割を果たす社会を目指します
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って 子育てができるような社会を目指します

東大阪市次世代育成支援行動計画

【基本理念】すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪

- (1) 地域における子育て支援及び教育環境の整備
- (2) 子どものすこやかな成長及 ひ発達支援
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

基本的な視点

- ①「子どもの最善の利益」が実現 される社会を目指します
- ②一人一人の子どものすこやか な育ちを等しく保障します
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働 し、それぞれの役割を果たす社会を目指します
- ④子どもを生み育てたいと思う すべての人が、安心と喜びと誇 りを持って子育てができるよ うな社会を目指します

基本的な考え方

- (1) すべての子どものために
- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
- ②すべての子どもがすこやかに成長するために
- (2) 戦略的に取り組むために
- ①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の拡充
- (3) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の 将来像こついて
- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手具、サポート

2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

- (1) 社会環境の変化(高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・)
- ① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、 1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減 少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

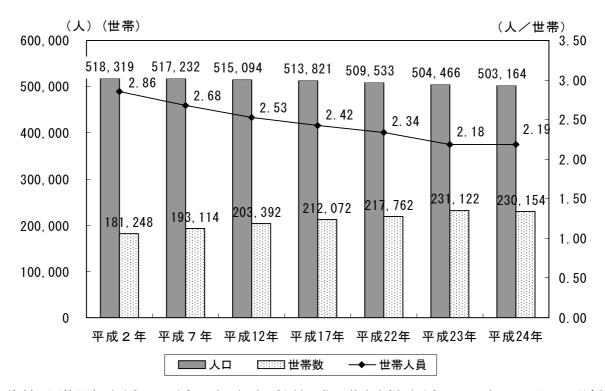


図 人口及び世帯等の推移

資料:国勢調査(平成2~平成22年(5年ごと))、住民基本台帳(平成23、24年は10月1日現在)

● 「0~14歳」と「15~64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区分別の人口割合をみると、「 $0\sim14$ 歳」の割合と「 $15\sim64$ 歳」の割合は平成2年(16.7%、73.5%)から減少し、平成24年にはそれぞれ13.0%と63.2%となっています。一方、「65 歳以上」の割合は平成2年の9.5%から増加し、平成24年には23.8%となっています。

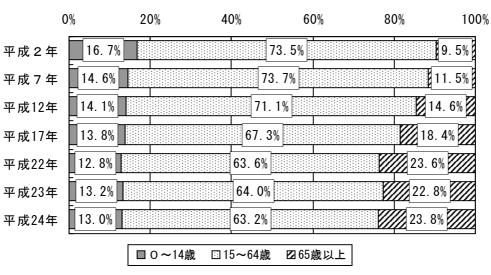
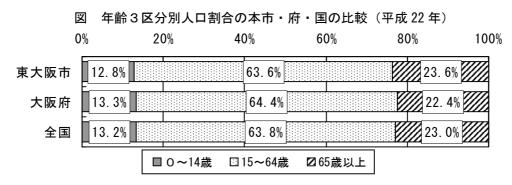


図 年齢区分別の人口割合の推移

資料: 国勢調査 (平成2~平成22年(5年ごと))、住民基本台帳(平成23、24年は10月1日現在)

大阪府や国と比べて本市では「65 歳以上」の割合が高く、「 $0\sim14$ 歳」の割合と「 $15\sim64$ 歳」の割合は低くなっています。



資料:国勢調査

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について 6 歳未満の場合と 18 歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成 2 年 (12.7%、35.6%) から平成 22 年 (7.8%、20.4%) にかけて減少傾向にあります。

平成 22 年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6 歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が 8.8%、国が 9.4%、18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、大阪府が 21.6%、国が 23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

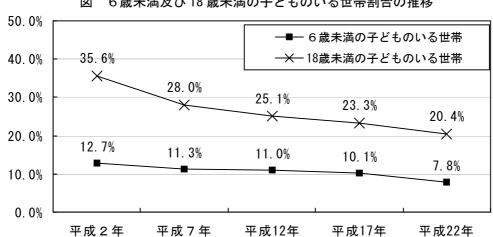


図 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の推移

資料:国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位:世帯、%)

	東大阪市		大阪府		全国	
区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯総数	209, 631	217, 564	3, 590, 593	3, 823, 279	49, 062, 530	51, 842, 307
6歳未満の子ども のいる世帯	21, 151	17, 073	365, 950	336, 831	5, 171, 707	4, 877, 321
一般世帯に対す る割合	10. 1%	7.8%	10. 2%	8.8%	10. 5%	9. 4%
18 歳未満の子ども のいる世帯	48, 912	44, 410	847, 507	826, 999	12, 403, 146	11, 989, 891
一般世帯に対す る割合	23. 3%	20. 4%	23. 6%	21.6%	25. 3%	23. 1%

資料:国勢調査

● ひとり親家庭は増加傾向

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成 17 年の 4,188 世帯から平成 22 年には 4,926 世帯となっています。父子家庭は平成 17 年の 450 世帯から平成 22 年には 483 世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位:世帯)

	平成 17 年	平成 22 年
母子家庭	4, 188	4, 926
父子家庭	450	483

資料:国勢調査

● 婚姻件数の減少

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 20 年の 2,748 件から年々減少し平成 23 年には 2,550 件となっています。離婚件数は平成 20 年の 1,134 件から平成 21 年の 1,174 件までは増加していましたが、平成 22 年には減少に転じて 1,172 件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位:件)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	2, 748	2, 719	2, 629	2, 550	2, 638
離婚件数	1, 134	1, 174	1, 172	1, 118	1,077

^{*} 平成 20~平成 24 年 (暦年)

資料:保健衛生年報

● 出生数の減少

出生数の推移をみると、出生数は平成 20 年の 4,010 件から年々減少し平成 23 年には 3,814 件となっています。

表 出生数の推移

(単位:人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	4,010	3, 985	3, 853	3, 814	3, 748

* 平成 20~平成 24 年 (暦年)

資料:保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移(市・府・国比較)

(単位:%)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
東大阪市	1. 21	1. 24	1.24	1. 26	1. 27
大阪府	1. 28	1. 28	1. 33	1. 30	1. 31
全国	1. 37	1. 37	1. 39	1. 39	1. 41

^{*} 平成 20~平成 24 年 (暦年)

資料:保健衛生年報

② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市 民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみてみ ると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労して いる」が 47.9%で最も多く、次いで無回答を除いて「就労していない」(38.4%) となってい ます。

このように、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

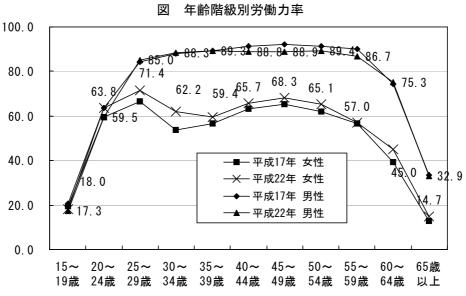
表 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無

	子育てにかか る出費がかさ むことに悩ん でいる人	子育てにかか る出費がかさ むことには悩 んでいない人	無回答	合計
フルタイムで就労している(産休・育	207	472	14	693
休・介護休業中含む)	29. 9%	68. 1%	2. 0%	
パート・アルバイト等で就労している	340	359	11	710
(産休・育休・介護休業中含む)	47. 9%	50.6%	1. 5%	100.0%
現在、求職中である	53	83	4	140
3. 日、 不職年である	37. 9%	59. 3%	2. 9%	
就労していない	579	883	44	1, 506
M. A. C.	38. 4%	58. 6%	2. 9%	100.0%
無回答	38	44	7	89
杰巴 日	42. 7%	49. 4%	7. 9%	100.0%
合計	1, 217	1, 841	80	3, 138
	38.8%	58. 7%	2. 5%	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は 40~59 歳で低下

平成 17 年と平成 22 年の年齢階級別労働力率(労働力人口/階級別総人口)をみると、男性では 40~59 歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は 30~39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみてみると一番の底(女性の労働力率が最も低いの)は平成 17 年では 30~34歳であるのに対して平成 22年では 35~39歳と年齢層が上がっています。また平成 17年に対して平成 22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。



* 数値は平成22年

資料:国勢調查

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ~不安を感じる人が5割近く~

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人(「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計)は47.0%で前回調査(平成20年度)(48.1%)を1.1ポイント下回っています。小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査(平成20年度)(45.4%)を3.5ポイント上回っています。

表 現在の子育ての不安(前回調査との比較)

	就学育		小学生	
	(N=1, 188)	(N=3, 148)	(N=1, 117)	(N=1, 561)
非常に不安を感じる	9. 7%	8. 4%	7. 3%	11. 7%
何となく不安を感じる	38. 4%	38. 6%	38. 1%	37. 2%
あまり不安など感じない	37. 4%	39. 3%	40. 6%	34. 8%
全く感じない	8.8%	7. 7%	7. 9%	8. 3%
なんともいえない(わから ない)	3. 3%	4. 8%	4. 9%	4. 3%
無回答	2.5%	1. 3%	1. 1%	3. 7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100. 0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成 20 年度と平成 25 年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかを みると、「感じない」では 54.6%で前回調査 (平成 20 年度) (52.9%) を 1.7 ポイント上回っています。一方、「感じる」では 42.4%で前回調査 (平成 20 年度) (44.1%) を 1.7 ポイント下回っています。

表 子育てが地域に支えられているか(前回調査との比較)

	就学前児童				
	平成20年度 平成25年				
	(N=1, 188) (N=3, 148				
感じる	44. 1%	42. 4%			
感じない	52. 9%	54.6%			
無回答	3.0%	3.0%			
合計	100.0%	100.0%			

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所 (園) の現状

子育で家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所(園)それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所(園)では待機児童が発生しています。一方で幼稚園の定員充足率は平成24年現在、公立では51.4%、私立では73.3%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢(平成25年4月1日時点)別 平日の定期的な保育・教育事業の利用希望(複数回答)

		幼稚園の 預かり保 育	認可保育所	小規模な 保育施設		保育施設	自治体の 認証・認 定保育施 設	認定こど も園	認可外の 保育施設	_	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	利用希望はない	有効回答 数
0歳児(平成25	4	1	5	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	10
年度生まれ)	40.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
O歳児(平成24	301	146	302	73	11	33	34	88	23	4	19	6	15	532
年度生まれ)	56.6%	27. 4%	56.8%	13.7%	2. 1%	6.2%	6.4%	16.5%	4.3%	0.8%	3.6%	1.1%	2.8%	100.0%
1 歳児	267	131	251	46	10	21	20	56	9	6	18	7	24	499
「原义プロ	53.5%	26.3%	50.3%	9. 2%	2.0%	4. 2%	4.0%	11. 2%	1.8%	1.2%	3.6%	1.4%	4.8%	100.0%
2 歳児	300	133	202	34	12	15	11	45	8	1	23	5	23	525
上 成 万	57. 1%	25.3%	38.5%	6.5%	2.3%	2.9%	2.1%	8.6%	1.5%	0.2%	4.4%	1.0%	4.4%	100.0%
3 歳児	305	167	196	26	11	21	14	41	4	8	23	3	36	533
3 成光	57. 2%	31.3%	36.8%	4.9%	2.1%	3.9%	2.6%	7. 7%	0.8%	1.5%	4.3%	0.6%	6.8%	100.0%
4 歳児	304	168	150	24	8	17	11	33	2	8	20	4	27	510
4 成 近	59.6%	32.9%	29.4%	4. 7%	1.6%	3.3%	2. 2%	6.5%	0.4%	1.6%	3.9%	0.8%	5.3%	100.0%
5 歳児	281	169	152	25	8	15	13	32	5	10	23	3	44	521
5 成光	53.9%	32.4%	29. 2%	4.8%	1.5%	2.9%	2.5%	6.1%	1.0%	1.9%	4.4%	0.6%	8.4%	100.0%
無同效	10	4	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	18
無回答	55.6%	22. 2%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16. 7%	100.0%
∧ =1	1, 772	919	1, 264	229	60	124	103	299	51	37	126	28	172	3, 148
合計	56.3%	29. 2%	40. 2%	7. 3%	1. 9%	3.9%	3.3%	9.5%	1.6%	1.2%	4. 0%	0.9%	5.5%	100.0%

資料:東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査(平成25年度)

表 幼稚園の定員充足率の推移

(単位:%)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
公立	59.8%	56.8%	53.2%	51.8%	51.4%
私立	73.8%	72.8%	72.1%	72.9%	73. 3%
全体	69.3%	67.6%	65.8%	65.8%	65. 9%

^{*} 平成20~平成24(各年)5月1日現在

^{*} 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

●待機児童について

これまで東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、 平成21年(246人)から平成23年(192人)にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そ して、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加 したことなどにより、平成24年には待機児童数が再び増加に転じて214人となりました。また、 待機児童の年齢別ではほとんどが0~2歳児という実態があります。

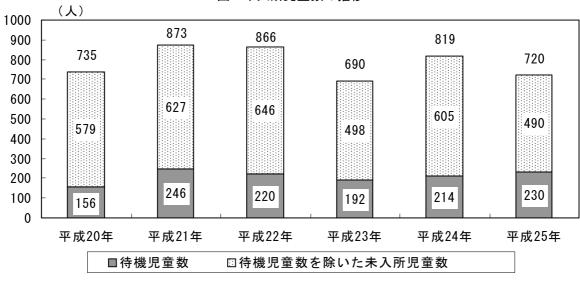


図 未入所児童数の推移

* 平成20~平成25(各年)4月1日現在

表 年齢別待機児童数の推移

(単位:人)

区分	O歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5歳児	合計
平成 20 年	15	44	33	47	14	3	156
平成 21 年	20	112	61	22	27	4	246
平成 22 年	37	51	88	39	2	3	220
平成 23 年	22	84	31	40	11	4	192
平成 24 年	55	63	59	22	13	2	214
平成 25 年	61	91	45	26	4	3	230

^{*} 平成 20~平成 25 (各年) 4月1日現在

待機児童の数え方は、国が定義する待機児童の解釈の違いにより、各市町村において育児休業 中や主に自宅で求職活動をされている方の数を除いてカウントするなどバラつきがあります。

平成 25 年度の待機児童 230 名から、育児休業中・求職活動中(138 名)を除くと、92 名となりますが、市ではこれらの数も含めて算定しています。

また、保育に欠ける事由の中で就労時間について、多くの市町村においては、就労時間の下限を設け、その時間以外については保育に欠けていないという判断をしていますが、市では、就労時間に下限を設定せず、多くの保育ニーズに対応しているため、待機児童数が多い一因であると考えられます。

●延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所(園)ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育(夜間保育含む)実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成24年には60箇所となっています。

表 延長保育(夜間保育含む)実施箇所数及び延べ利用者数の推移

(単位:人、施設数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	60, 687	55, 190	61, 327	62, 288	60, 110
実施箇所	57	57	58	60	60

^{*} 平成20~平成24(各年)4月1日現在

表 幼稚園の預かり保育の推移

(単位:人、施設数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	114, 268	107, 450	121, 662	116, 321	135, 187
実施箇所	38	39	40	41	41

^{*} 平成20~平成24(各年)5月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超 える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間(概ね午後 10 時まで)、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

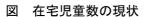
0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2% (11,502人中8,648人) となっています。

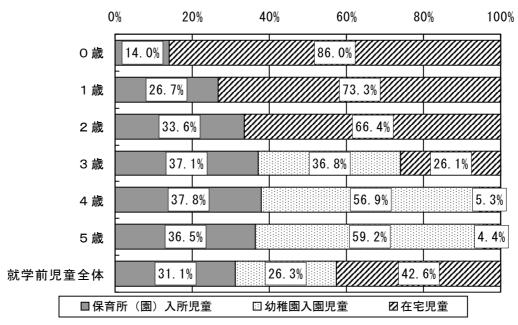
表 在宅児童数の現状

(単位:人)

	就学前児童数 (A)	保育所(園) 入所数(B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
O歳	3, 792	530	_	530	3, 262
1歳	3, 848	1, 026	_	1, 026	2,822
2歳	3, 862	1, 298	_	1, 298	2, 564
3歳	3, 983	1, 479	1, 466	2, 945	1, 038
4 歳	3, 987	1, 507	2, 267	3, 774	213
5歳	4, 222	1, 539	2, 499	4, 038	184
合計	23, 694	7, 379	6, 232	13, 611	10, 083

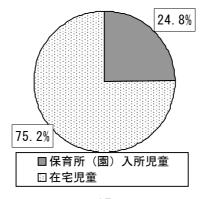
* 平成24年度





* 平成24年度

図 2歳以下の就学前児童の現状 (平成24年度)



このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所(つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等)の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所(園)において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・子育てサークル支援や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりをすすめてきています。公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放等、地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやキンダーカウンセラーなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の校区福祉委員会を中心におこなわれている子育でサロンには、子育で支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育で支援をすすめています。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所(園)・幼稚園を利用していない人の内で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人(「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計)は45.0%で5割近くとなっています。

表 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安

	非常に不安 を感じる	何となく不 安を感じる	あまり不安 など感じな い	全く感しな	なんともい えない(わ からない)	無回答	合計
利用している	173	805	797	144	87	29	2, 035
からしている	8. 5%	39.6%	39. 2%	7. 1%	4. 3%	1. 4%	100.0%
利用していない	90	409	437	98	64	11	1, 109
が用していない	8. 1%	36. 9%	39. 4%	8.8%	5. 8%	1. 0%	100.0%
無回答	0	1	2	0	0	1	4
無凹合	0.0%	25. 0%	50.0%	0.0%	0.0%	25. 0%	100.0%
合計	263	1, 215	1, 236	242	151	41	3, 148
	8.4%	38.6%	39. 3%	7. 7%	4. 8%	1. 3%	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 現在の子育ての不安(前回調査との比較)

	就学前		小学生		
	平成20年度	平成25年度	平成20年度	平成25年度	
	(N=1, 188)	(N=3, 148)	(N=1, 117)	(N=1, 561)	
非常に不安を感じる	9. 7%	8. 4%	7. 3%	11. 7%	
何となく不安を感じる	38. 4%	38. 6%	38. 1%	37. 2%	
あまり不安など感じない	37. 4%	39. 3%	40.6%	34. 8%	
全く感じない	8.8%	7. 7%	7. 9%	8. 3%	
なんともいえない(わから ない)	3. 3%	4. 8%	4. 9%	4. 3%	
無回答	2. 5%	1. 3%	1. 1%	3. 7%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型(両親の就労状況の組み合わせ)別で地域に支えられていると感じない人をみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」(58.6%)、「フルタイム×フルタイム」(57.1%)、「専業主婦(夫)」(54.3%)となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦(夫)」(47.7%)などとなっています。このように「専業主婦(夫)」においても地域に支えられていないと不安に感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか (就学前児童)

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86	140	13	239
U.C. 9 秋t	36.0%	58.6%	5. 4%	100.0%
フルタイム×フルタイム	248	340	7	595
	41. 7%	57. 1%	1. 2%	100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間	173	209	10	392
以上+下限時間~120時間の一部)	44. 1%	53. 3%	2. 6%	100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間	90	97	2	189
未満+下限時間~120時間の一部)	47. 6%	51.3%	1. 1%	100.0%
■ 専業主婦(夫)	656	839	51	1, 546
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	42. 4%	54. 3%	3. 3%	100. 0%
パート×パート(双方月120時間以上+	9	9	1	19
下限時間~120時間の一部)	47. 4%	47. 4%	5. 3%	100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間	1	0	0	1
未満+下限時間~120時間の一部)	100.0%	0.0%	0. 0%	100. 0%
# 無業×無業	8	14	0	22
	36. 4%	63.6%	0. 0%	100.0%
無回答	64	71	10	145
	44. 1%	49.0%	6. 9%	100.0%
合計	1, 335	1, 719	94	3, 148
	42. 4%	54.6%	3.0%	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか (小学生)

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80	103	3	186
いとり杭	43.0%	55. 4%	1. 6%	100.0%
フルタイム×フルタイム	115	94	3	212
フルス コペラルス コム	54. 2%	44. 3%	1. 4%	100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間	269	246	21	536
以上+下限時間~120時間の一部)	50. 2%	45. 9%	3. 9%	100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間	46	23	3	72
未満+下限時間~120時間の一部)	63. 9%	31. 9%	4. 2%	100.0%
■ 専業主婦(夫)	237	227	12	476
• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	49.8%	47. 7%	2. 5%	100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+	4	3	1	8
下限時間~120時間の一部)	50.0%	37. 5%	12. 5%	100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間	0	0	0	0
未満+下限時間~120時間の一部)				
無業×無業	5	4	1	10
M.X. M.X.	50.0%	40.0%	10.0%	100.0%
無回答	26	30	5	61
	42.6%	49. 2%		100.0%
合計	782	730	49	1, 561
	50. 1%	46.8%	3. 1%	100.0%

資料:東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、地域子育て支援拠点事業等の利用状況では0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育で支援拠点事業等の利用状況(複数回答)

	地て点(集過りを場す、まで、まで、までは、ままで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、までは、まで、までは、までは	そ該でて似(放教の自実いの園、室は体し類業開子)	利用して いない	有効回答 数
O歳児(平成25	1	1	7	10
年度生まれ)	10. 0%	10. 0%	70. 0%	100.0%
〇歳児(平成24	181	78	311	532
年度生まれ)	34. 0%	14. 7%	58. 5%	100.0%
1 歳児	155	106	310	499
. אאס	31. 1%	21. 2%	62. 1%	100.0%
2歳児	115	92	343	525
= MX70	21. 9%	17. 5%		100.0%
3歳児	54	37	446	533
O 1/194, D C	10. 1%	6. 9%	83. 7%	100.0%
4 歳児	16	14	447	510
1 /0% 20	3. 1%	2. 7%	87. 6%	100.0%
5 歳児	16	18	450	521
つ 加込 ブレ	3. 1%	3. 5%	86. 4%	100.0%
無回答	3	0	14	18
杰巴日	16. 7%	0. 0%	77. 8%	100.0%
스타	541	346	2, 328	3, 148
合計	17. 2%	11. 0%	74. 0%	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所(園)の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の22,430人から減少に転じて平成24年度には18,532人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人(4.1%)を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所(園)の一時預かりサービスの実施箇所数

(単位: 箇所)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
33	34	35	37	35

図 保育所 (園) の一時預かりサービスの利用者数
(件)
25,000 21,083 22,430 20,042 18,532 15,000 10,00

表 私用等で不定期に利用している事業

(複数回答)(就学前児童)

	回答数	構成比
一時預かり(保育所などで 一時的に子どもを預かる事 業)	130	4. 1%
幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	343	10. 9%
ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12	0. 4%
ベビーシッター	6	0. 2%
その他	33	1. 0%
利用していない	2, 570	81.6%
有効回答数	3, 148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり 事業の利用意向(就学前児童)

	回答数	構成比
利用したい	1, 314	41. 7%
利用する必要はない	1, 524	48. 4%
無回答	310	9. 8%
合計	3, 148	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

-時預かり

在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の 事由により、緊急・一時的に児童を保育所(園)で受け入れる事業

(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について

① 児童虐待防止について

市が対応した児童虐待相談件数は、平成21年度の638件から年々増加し平成25年度には975件となっています。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人(「思う」と「ときどき思う」の合計)は、就学前児童のいる家庭では20.0%、小学生のいる家庭では17.5%でそれぞれ前回調査(平成20年度)(16.7%、14.0%)を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対し、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。また育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業等を展開しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では東大阪市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。それとともに、福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談実件数	638	751	811	894	975

* 平成 21~平成 25 (各年度)

* 対象児童: 0歳~18歳

② 障害児支援について

他市と比べて早くから乳幼児の健診体制を整備してきたこと、また受診率も高いことから、 乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合、保育所(園)・学校等の 日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。このような気づき、あるいは 「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、親子通所によるすこやか教室や、こばと園などの児童発達支援事業、児童発達支援センターなどで早期療育を推進しています。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開しています。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、通園する園児とその家族を支えるだけでなく、地域で教育や保育に携わる人たちを支援するシステムをつくっています。

また、保育所(園)では保育所体験特別事業、発達に支援が必要な児童の入所などを実施しています。保育所での障害児保育の利用児童は、平成21年4月の370人から平成25年4月には442人まで増加しています。子育て支援センターでは育児支援事業なども展開しています。

幼稚園においても、発達に支援が必要な園児が円滑に幼稚園生活を送ることができるよう教育委員会との連携の中で専門的知識を持った者による肢体不自由の子どものための巡回指導や発達障害のある子どもに対する巡回相談、教育センターによる相談員派遣業務、人的な支援となる学校園サポート事業などを行っています。また、特別支援教育の効果的な推進に向け教職員の研修を定期的に実施しています。

平成 20 年度には東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会を設置し、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化に努めてきました。

表 療育センターの利用状況

(単位:件)

左曲	通園	通園教育		外来診療		
年度	第1はばたき	第2はばたき	診療件数	うち歯科	発達支援事業	
平成 20 年度	814	493	12, 360	1, 322	131	
平成 21 年度	875	463	12, 808	1, 299	122	
平成 22 年度	924	444	13, 517	1, 363	120	
平成 23 年度	719	417	11, 869	1, 357	113	
平成 24 年度	720	313	11, 048	1, 251	91	

^{*} 平成 20~平成 24 (各年度)

表 障害児保育の利用者数の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
市立	110	129	127	125	127
私立	260	285	306	325	315
合計	370	414	433	450	442

^{*} 平成21~平成25(各年)4月1日現在

表 児童発達支援サービス等の利用状況

(単位:年間の平均利用人数(人))

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童発達支援	170	209	203
医療型児童発達支援	27	31	29
放課後等デイサービス	241	355	455
合計	438	595	687

^{*} 平成 26 年は 11 月末現在

障害児の地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となっています。加えて、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制を充実してきた流れの中で、現状ではサービスの総量不足や拠点となる療育センターの老朽化・狭隘化などが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために 子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で 合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライ アル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校 園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚 園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センター・公立保育所における子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不断の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各園の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのかが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、 保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が 必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で 連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

(7) 留守家庭児童育成クラブについて

留守家庭児童育成クラブは、小学校低学年(1年生から3年生)を対象とし、保護者が就労 等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指 導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。本事業は、昭和41年度 に青少年の健全育成事業の一環として、いわゆる「カギッ子」対策として始まりました。そして 昭和61年には東大阪市留守家庭児童対策問題審議会の「近隣地域社会機能の強化と積極的啓発 活動が必要 | 等の答申を受けて、平成元年度より、学校と地域の協力のもとで自主的に運営す る「運営委員会方式」での事業を開始しました。以来、事業者と学校関係者との連携を図り、 迅速な情報交換・情報共有、学校諸施設の活用などによって事業が円滑に進められるよう努め てきました。このように、小学校敷地内に留守家庭児童育成クラブを設置して、児童の健全育 成の充実を図ってきました。

留守家庭児童育成クラブのニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい 人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、 高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。アンケート結果に見られるよう、高 学年の利用ニーズも高く、また、一部待機児童も出ているなか、年次的な施設整備が課題とな っています。

人の学年の希望 (小学校低学年)

	回答数	構成比
低学年(1~3年生)の間は利用したい	76	39. 4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 放課後の過ごし方の希望(複数回答) (小学校高学年)

	回答数	構成比
自宅で家族と過ごす	479	67. 7%
自宅で留守番をする	176	24. 9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23. 2%
習い事(ピアノ教室、スイミング、学習塾など)	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ (放課後児童クラブ)	95	13. 4%
ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	17	2. 4%
その他	43	6. 1%
有効回答数	708	100.0%

表 留守家庭児童育成クラブを利用している 表 現在、利用していない人の留守家庭児童 育成クラブの利用希望 (小学校低学年)

	回答数	構成比
低学年(1~3年生)の間は利用したい	44	6. 8%
学年に関係なく、小学生の 間は利用したい	118	18. 2%
今後も利用しない	470	72. 6%
無回答	15	2. 3%
合計	647	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策

(複数回答)(小学生)

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ (放課後児童クラブ)の充 実	654	41. 9%
子育て支援のネットワーク づくり	326	20. 9%
地域における子どもの活動 拠点の充実(児童館など)	686	43. 9%
子どもの教育環境	778	49. 8%
子育てしやすい住居・まち の環境面での充実	874	56. 0%
仕事と家庭生活の両立がで きる労働環境の整備	868	55. 6%
子どもを対象にした犯罪・ 事故の軽減	937	60. 0%
虐待等を受けた社会的養護 を要する子どもに対する支援	344	22. 0%
その他	78	5. 0%
有効回答数	1, 561	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(8) 子育て支援の情報提供について

子育て支援に関する多くの事業やサービスについて、子育て家庭などが幅広く、また必要な時 に知ることができるような情報提供が必要です。また子育て支援の情報提供について行政が発信 している情報と子育て家庭が欲している情報やサービスを結びつけるコーディネーターの役割 が求められています。

現状では市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン等による情報提供を中心に行っ ています。また子育て情報のパンフレットや子育てマップなどを作成し、保育所(園)や子育て 支援センタ―、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などに配布し、子育て家庭が 入手しやすいように設置しています。保健センターで実施しているこんにちは赤ちゃん事業では、 各家庭の訪問時に子育てガイドブックを配布するなどの取り組みを行い、さまざまな情報提供に 努めています。

しかしながら、アンケート調査の結果から、子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみる と、就学前児童のいる家庭では「入手しにくい」が 34.2%で「入手しやすい」(12.7%) を 21.5 ポイント上回っており、子育て家庭等へ必要な時に必要な情報が必ずしも届いていないなど情報 提供のあり方が課題となっています。様々な子育て支援情報を発信しているにもかかわらず、子 育て家庭が本当に欲しい情報に結びついていない場合やニーズに対応しきれていないという現 状があります。また在宅子育て家庭の座談会からは、「紙媒体のものは読みにくい・目に付きに くい」「身近な場所での情報提供が必要」などの意見が出ており、情報を把握する手段や必要な 内容に到達するきっかけづくりについて身近な方法を検討する必要があります。

従前の情報提供では、不備のないように幅広く多くの情報を網羅してきましたが、各機関での パンフレット類の配布など、どこに情報を必要としている人がいるかは必ずしも明確でないまま、 また情報が必要なときに子育て家庭が情報に辿り着きやすい仕組みが明確でないままに情報を 提供してきたことが課題と考えられます。子育て家庭の必要とする情報量としては十分に揃いつ つある中で、数ある情報をいかに市民のニーズにマッチングさせるか、が今後の課題であると考 えています。

表 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ(就学前児童)

	回答数	構成比
入手しやすい	401	12. 7%
入手しにくい	1, 078	34. 2%
どちらともいえない	1, 629	51. 7%
無回答	40	1. 3%
合計	3, 148	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 子育て情報・相談に関するご意見(抜粋)

- ・紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい ・民間施設も含めたバリアフリーマップの充実
- ・身近な場所での情報提供が必要
- ・何を調べたらいいのか分からない
- ・親が楽しめるような情報が少ない
- ・地域の回覧板等に子どもに関する情報が少ない
- ・ママの気持ちを吐き出せるような場や情報

- ・スマートフォンやインターネットの活用
- ・先輩ママからの情報を得たい
- ・身近な場でポスター等での情報提供
- ・相談先が分からない

資料:平成25年度東大阪市在宅子育て家庭の座談会より

(9)親の子育て力²の支援について

アンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、就学前児童の家庭では不安を感じる 人が5割弱程度となっています。また妊婦では出産や育児についての不安感・負担感を感じる人 (「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の合計)は52.1%となって います。

表 出産や育児についての不安感・負担感 (妊婦)

	回答数	構成比
	凹合奴	們
非常に不安や負担を感じる	54	12. 0%
何となく不安や負担を感じ る	180	40. 1%
あまり不安や負担は感じな い	165	36. 7%
まったく感じない	18	4.0%
なんともいえない	24	5. 3%
無回答	8	1.8%
合計	449	100.0%

資料: 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

少子化や地域での子育て力の低下の中で、子育て家庭が抱える、子育てに関する悩みは幅広くなり、また、子育てに不安を持ち、自信を持てないまま子どもと接している親も多い状況にあります。また、増加傾向にあるひとり親家庭では就労や子育ての負担から地域の中で孤立してしまう場合も見受けられます。

このような親が抱える子育ての困難さについて、親の子育て力を支えるために、身近なところで、気軽に相談できる窓口や支援体制の強化が求められています。

現状では、妊娠期から出産期、乳幼児期、児童と年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて、乳幼児健診の機会や、福祉事務所・保健センター・幼稚園・保育所(園)・子育て支援センター・教育センター等での相談、育児教室・2か月親子講習会、休日・夜間子育て支援相談事業、家庭訪問指導事業、地域の中での相談(民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー等)などがあります。また、20歳未満の若年妊娠・出産や育児の不安軽減のための「ティーンズ・ママの会」「ティーンズ・クラブ」といった10代の母親とその子どもを支援する教室を開催し、仲間づくりや育児のサポートを行っています。また、双子の出生も増えており、子育て支援や交流することを目的とした教室も実施しています。父親の支援としては両親学級やプレパパ・プレママの会などがあり、赤ちゃんを迎えるための準備や父親が主体的に育児へ参加することを促しています。

しかしながら、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケースの複雑化などが認められ、 相談できる場や機会づくりの強化とともに専門スタッフの派遣などの支援の充実が求められま す。

39

[©] ここでいう親の子育て力とは子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親が自信をもって子育てできるような、人が本来持っている力のことです。親の子育て力の支援とは様々な要因で不安を抱えている親に必要な支援を届けることで、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるようにすることです。

3. 施策展開の基本的な考え方

(1) 戦略的に取り組むための考え方

地域での様々な子育て支援を充実してきた流れの中で、より身近で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を促進していくこととします。

図 戦略的に取り組むための考え方の設定ついて

子育て家庭の現状

- ・核家族化に伴う地域における孤立化、 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な 支援の必要性の高い子どもや子育て家 庭が増加⇒地域力低下、子育て不安を 感じる人が5割近く
- ・少子化の進行(合計特殊出生率 1.27)
- ・リーマン・ショック以降の社会経済情 勢と待機児童の増加
- ・4・5歳については 95.1%が保育所 (園)もしくは幼稚園に入所。(8,209人 中在宅児童 397人)
- ・ 0 歳から 2 歳で在宅で育てている方が 全体の 75.2% (11,502 人中 8,648 人)

保育所(園)・幼稚園等の現状

【交流・育児相談】

- ・市内5筒所の子育て支援センター
- ・市内 16 箇所のつどいの広場

【保育所(園)】

- ・公立 12 園うち公共社会福祉事業協 会委託 1 園
- · 私立 54 園

【幼稚園】公立 19 園、私立 22 園 【認可外保育施設】 26 施設 【子育てサークル等】87 箇所

- 0歳から 2歳では待機児童が出るなど 受け入れ資源の不足がある。
- ○4・5歳については保育所(園)、幼稚園の利用希望を概ね充足している。
- ○幼稚園の定員割れが進んでいる。民間 幼稚園の定員充足率 73.6%、公立幼稚 園の定員充足率 51.4%

課題

- ・東大阪市でこれまでに培ってきた質の維持
- ・どこに通っていても質の高い教育・保育を保障する。
- ・地域子育て支援事業の拡充の必要性(誰もが・いつでも・気軽に相談・利用できる環境整備)
- ・在宅向けサービスの不足(育児・子育て相談、一時預かり、子育て支援センターなど集まれる場の増設)
- ・既存の保育所(園)・幼稚園の仕組みだけではニーズに対応しづらい状況 ⇒幼保一体化、幼保連携型認定こども園等の推進が望まれる。
- ・既存施設の老朽化、耐震化診断の必要性
- 社会資源の再編整備

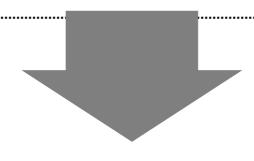


図 本市の戦略的な取り組みと新制度との関係性(少子化対策の3本の矢)

戦略的に取り組むための考え方

- ① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ② 待機児童の解消
- ③ 在宅での子育て支援の拡充

子ども・子育て支援新制度の本市での展開の特徴(少子化対策3本の矢) 施設型給付 地域型保育給付 ●保育所(園) ●小規模保育 ●幼稚園 ●家庭的保育 ●幼保連携型認定こども園等 ●事業所内保育 ●居宅訪問型保育 認可基準を設 公立·民間幼 地域子ども・子育て支援事業 定し、質の確 稚園の参画 保を図り、量 ●育児・子育て相談(子育てサポーター) 的拡充 ●ニーズに応じた一時預かり ●子育て支援センター・つどいの広場 ●病児・病後児保育 ●放課後児童クラブ (留守家庭児童育成クラ 公共の社会資 ブ) 等 源の有効活用 ●夜間·休日保育

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。この幼児期の学校教育・保育の場に関して入園(所)のニーズとしては幼稚園、保育所(園)にそれぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所(園)では待機児童が発生しています。一方で幼稚園の定員充足率は100%に満たない場合があり、さらには各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、質の高い、安定的な供給体制を 確保していく必要があります。

子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市としても、このような仕組みを生かしながら、教育・保育内容の研究・交流等の取り組みを通じて、さらに、質の高い教育・保育を提供するために、なお一層、様々な取り組みの機会の充実を図っていきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○「質の高い学校教育・保育」が権利として保障されるような供給体制の確保
- ○すべての子どもを支援するという理念を実現できるような仕組みづくり

② 待機児童の解消

これまでに東大阪市次世代育成支援行動計画に基づく保育計画を策定するなどして待機児童の解消に努めてきましたが、保育要件として保護者の就労時間に下限を設定せずに多くの方の保育ニーズを受容してきたこと、また景況感の悪化など社会経済情勢の変化によるニーズの高まりなどによって、待機児童数の増加が再び大きな課題となっています。

子ども・子育て関連3法による新制度では、待機児童解消に向けた対策の1つとして、認定こども園、幼稚園、保育所(園)を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)が創設されており、本市としても、このような仕組みを生かして保育機能の確保を図りながら、新たな対策を推進する必要があります。また待機児童のほとんどが0~2歳児という実態から産休後・育休後の保育利用のための方策について網羅的に検討する必要があります。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○待機児童の解消などの話を進めていますが、少子化が進んでいるのが心配。少子 化対策は東大阪市の将来のために必要。子どもを生んでよかったと思えるよう な、子どもが増えていく方向での解決を考えていくことが大事。
- 〇子どもの誕生日などで一律に入所時期を決めるのではなく、希望する時期に必ず 入所できるようにしてほしい。
- ○今までの制度をすべて廃して新しい認定こども園になると考えるのではなく、今 までの強みを踏まえて、何を残していくのかを検討すべき。(幼保連携検討部会)

③ 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い家庭の増加によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て不安等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民とのつながりを持とうとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきています。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように身近な場所での情報提供・相談機能の充実を図ります。また教育・保育の事業の拡充に伴って、人材の確保が必要となることから、保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こしや保育従事者等として従事可能な人材の育成を図ります。さらに地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的な預かりの充実などに取り組みます。

これまで本市の幼稚園や保育所(園)が取り組んできた実績を生かしながら、在宅での子育て支援においても、質を維持できるように努めます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○世代間交流の場や機会の設定が作れないか。
- 〇保護者と子どもが共に参加できる場や機会を増やすべき。
- 〇本当は在宅での子育てを希望していて仕事も辞めたが、家庭の中で親と子どもだけの生活に行き詰まり、保育所の力を借りたい方がおられる。このような方について親の子育て力を保育所以外でも支援していただけるということは在宅の子育て家庭にとってはありがたい。さらには保育所に本来入りたい方への対応・待機児童の解消にもつながると思う。
- 〇在宅で子育てをするのにそれほどお金は必要ないが、それよりもどのように子育 てをしたらよいかわからない不安がある。このような方々向けに公立幼稚園の空 きスペースを活用してはどうか。
- 〇子育て家庭の近くに公的な施設があって、支援していくのがよい。

(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として4つの柱を基本とします。この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

図 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の設定について

公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

① 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、 高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③ 公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

【幼保連携検討部会の意見(平成 25 年 11 月から平成 26 年2月までに4回開催)】

- ○公立幼稚園が在宅支援を受けられない地域の方々に気軽に立ち寄れる施設としての役割を果たせないか。
- 〇地域の環境にあわせ公立幼稚園の施策展開ができないか。
- 〇公としてどのような配置バランスを考えるかが必要。
- 〇これまでの社会資源を有効に活用し、保育・教育に対する子育て支援機能の再編 整備が必要。
- ○公立と民間で事業を完全に分担するわけではなく公立と民間それぞれが努力して取り組んできたことを生かせるようにしてほしい。民間でも色々な事業をしているのでどう連携していくのか。
- ○教室の余裕状況を見極めて公立幼稚園の整理・統廃合を考えていかねばならない。ただし、公立幼稚園を必要としている利用者、サービスを受けたいのに受けられない潜在的利用者がいることもふまえ慎重に考えなければならない。

(3)公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

前述した公立施設の将来像を実現していく一環として、公立の教育・保育施設を再編・整備する考え方が必要となります。

① 新たなセーフティネットとして公立の施設

民間の教育・保育施設の整備により待機児童が解消されたとしても、公立の教育・保育施設 には支援を必要とする家庭へのセーフティネットの役割が求められます。

また、一時預かりは必要なときに利用できるように私立のみならず公立の施設も活用して推進するとともに、夜間・休日保育、病児病後児保育も視野に入れて、在宅の子育て家庭を対象とした育児・子育て相談や子育て情報の発信、子育て家庭の交流も合わせて充実させていきます。

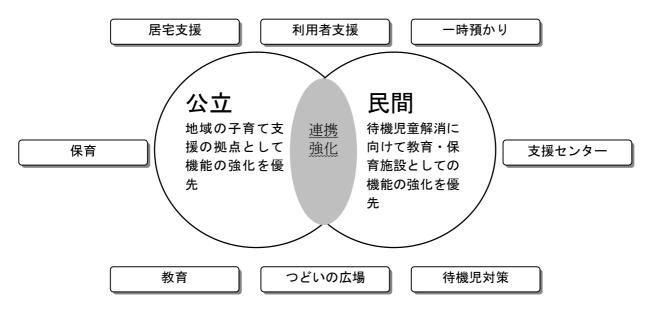
② 子どもにやさしいまちづくり~公立の施設は地域の子育て支援の拠点に~

本計画を推進することによって、民間による教育・保育施設の整備を中心として取り組みますが、公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点として、リージョンごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図ります。整備に当たっては既存の施設(教育施設等)を最大限に活用しながら取り組みます。

③ 課題を認識した再編整備

公立の施設を整備するうえでは、既存の民間施設や地域性への配慮を欠かすことなく、認定 こども園・子育て支援センターの設置場所を検討します。現行の公立幼稚園と公立保育所を半 数程度に収斂するため、具体的な時期と手法についての検討を進めます。また、既存施設は最 大限の活用を図りますが、耐震化などに関しては一定の整備等を要することから、整備にかか る財源にも配慮が必要です。これらの課題を認識したうえで再編整備を図ります。

図 公立と民間の機能再編のイメージ



※公・私、幼稚園・保育所(園)が個別に子育て家庭を支援してきた良さを生かしながら、互いに連携して、教育・保育施設として、また地域の子育て支援の拠点として機能の強化を図ります

第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定

前述したように本計画では幼稚園・保育所(園)や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定を検討することとします。

(1) 考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域 を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前児童の教育・保育と地域子ども・ 子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。また、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域となるように定めることが求められています。

なお、教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

.....

◎区域を設定する際のポイントについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定となりますが、 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業において実態が異なる場合は事業ごとに設定 することが可能となっています。

- ○地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を総合的に勘案する。
- 〇小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅 から容易に利用することが可能な区域を定める必要がある。

(2)教育・保育提供区域の設定について

① 教育・保育提供区域の設定にあたって

教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区に注目しました。区域の設定については、保護者や子どもが実際に利用しやすいこと、またニーズがある場合には早急に供給確保をしやすいこと、さらには就学前児童の教育・保育の現在の利用状況に鑑みてそれらに共通した区域単位であること、といった視点から検討を重ねました。

まず、中学校区の場合は保護者が負担感なく送迎できる範囲であり、利用実績を把握する範囲としては妥当と判断しました。しかしながら、小さな中学校区ではニーズが過少であったり、地域に施設が少ないなど、需給バランスを図ることや提供するサービスの確保が難しいことが課題となります。

一方、リージョンに注目すると、需給調整や各サービスの供給確保が柔軟に対応できる反面、 地域の実情に応じたきめの細かいニーズの把握は困難になります。

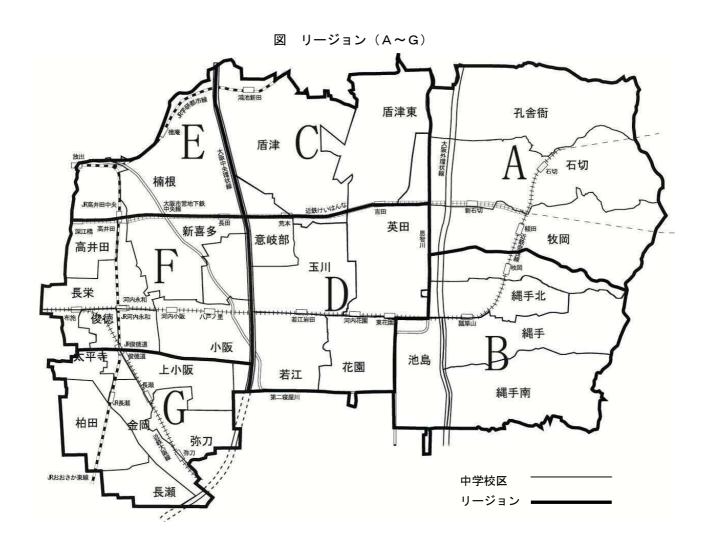
このような中学校区、リージョンのそれぞれの理由・特徴から、本市では利用実績の把握等 については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズ への対応を加速化することとしました。

施設・事業名対応方針教育・保育施設幼稚園、保育所(園)、認定こども園利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とする。

訪問型保育、事業所内保育

表 教育・保育提供区域

[※] 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、 通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。



※リージョンとは総合計画の地域別計画の中でまちづくりを考える目安としている範囲です。リージョンはいくつかの中学校区の集まりに近い範囲となっています。本市では利用実績の把握等については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準として検討していきます。

リージョン別の概況は次のとおりです。各区域の概況について必要見込み量は●ページを参照 してください。リージョン別・中学校区別の統計データについては資料(●ページ参照)に記載 しています。

表 リージョン別の概況

	各地域の人口構成比等の概要	平成 31 年度の就学前児童の教育・保育の
		必要見込み量の概況 *
A地域	・世帯人員が 2.43 人/世帯で他地域と比べて 最も多い。 ・年少人口比率が他地域と比べて2番目に高 い。	・3号の必要見込み量が82人で他地域と比べて3番目に多い。 ・2号の保育認定の必要見込み量が122人で他地域と比べて最も多い。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
B地域	・世帯人員が 2.27 人/世帯で他地域と比べて 3番目に多い。 ・高齢化率が他地域と比べて2番目に高い。	・3号の必要見込み量が119人で他地域と比べて2番目に多い。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が 必要
C地域	・年少人口比率が他地域と比べて最も高い。 ・世帯人員が 2.34 人/世帯で他地域と比べて 2番目に多い。 ・生産年齢人口比率が他地域と比べて最も高い。 ・高齢化率が他地域と比べて最も低い。	・3号の必要見込み量が0歳のみ発生。 ・2号の保育認定の必要見込み量が発生。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が 必要
D地域	・年少人口比率が他地域と比べて3番目に高い。	・3号の必要見込み量が発生。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が 必要
E地域	・人口等は市の標準と同様。	・必要見込み量がほぼ発生していない。
F地域	・世帯人員が 2.00 人/世帯で他地域と比べて 最も少ない。	・1号の供給量が他地域に比べて多い ・3号の必要見込み量が224人で他地域と比べて最も多い。 ・2号の保育認定の必要見込み量が45人で他地域と比べて2番目に多い。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
G地域	・世帯人員が 2.17 人/世帯で他地域と比べて 2番目に少ない。 ・年少人口比率が他地域と比べて最も低い。 ・高齢化率が他地域と比べて最も高い。	・3号の必要見込み量が1・2歳で発生。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が 必要

- * 必要見込み量については●ページ、●ページ参照
- ※ 年少人口比率は0~14歳の総人口に対する比率。生産年齢人口比率は15~64歳の総人口に 対する比率

② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定にあたって

地域子ども・子育て支援事業については利用対象者が限定される子育て短期支援事業等があること、また、もともと本市全体による対応を必要とする子育て援助活動支援事業等があることなどから、原則、市域全体を一つの範囲とします。ただしサービスによっては地域ごとの整備が進められている事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。

留守家庭児童育成クラブでは小学校区での配置を基本としてきた経緯から、提供区域は小学校区とします。

また地域子育て支援拠点事業では子育て支援センターのないリージョン区があるなど、子育 て支援拠点機能の現状などを踏まえて、提供区域はリージョン区とします。

表 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

	施設・事業名	対応方針
2 -1	延長保育(時間外保育)事業	市域全体
2 -2	留守家庭児童育成クラブ	小学校区
2 -3	子育て短期支援事業(ショートステイ)	市域全体
2-4	地域子育て支援拠点事業	リージョン区
2-5	一時預かり事業	
2 -6	病児保育事業	
2 -7	子育て援助活動支援事業	
	(ファミリー・サポート・センター事業)	市域全体
2 -8	乳幼児家庭全戸訪問事業	川地主冲
2-9	養育支援訪問事業	
2-10	妊婦健診	
2-11	利用者支援事業	

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○教育・保育提供区域のブロック分けについては、地域ごとの特色に合わせたはた らきかけが必要だと思う。
- 〇リージョン単位で施設整備を行う中でも複数の中学校のあるリージョンを2つに分けるなど、臨機応変に整備してほしい。地域子育て支援事業については、原則は市域全体で1つの区域ということだが、子育て支援というのは在宅の方の立場で考えることが重要だと思う。市域全体での整備では広すぎるので、整備にあたってはリージョンや複数の中学校区など臨機応変に考えて必要な整備を検討してほしい。
- ○○○2歳は居宅から近いサービスでよいでしょうが、3歳以上になるとサービス の内容などで選びたいのではないでしょうか。区域の設定がその妨げにならない ようにしてほしい
- ○需要が多いのに供給が欠けているような地域を優先して整備していくことが、市 全体のバランスを良くするものだと思う。そのような考えも含めて提供区域の設 定をしてほしい。

2. 必要見込み量の算定方法について

(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から 必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目

		施設	• 事業	対象児童年齢
1		1号認定	教育標準時間認定	3~5歳
	数本 四本	の日報点	保育認定①(幼稚園)	3~5歳
2	教育・保育	2号認定	保育認定②	3~5歳
3		3号認定	保育認定③	0~2歳
4		延長保育(問	寺間外保育)事業	0~5歳
5		放課後児童優	建全育成事業	1~3年生、4~6年生
		子育て短期を	支援事業(ショートステイ・ト	対象は0~18歳
6		ワイライト別	IJ)	見込み量は0~5歳
7		地域子育てま	泛援拠点事業	0~2歳
Ì		一時預かり事	業	
8	 地域子ど	・幼稚園に	おける在園児を対象とした一時	3~5歳
°	地域テと	預かり		
	支援事業	・その他		0~5歳
9	の一部	病児保育事業	ŧ	対象は0~5歳、1~6年生
	, His			見込み量は0~5歳
		子育て援助活	5動支援事業	対象は0~5歳、1~3年生、
10		(ファミリー	-・サポート・センター事業)	4~6年生
'				見込み量は1~3年生、4~6
				年生
111		利用者支援事	業	0~5歳、1~6年生
		※ワークシ	ノートからは算出しない。	

* 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を 認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。 1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子どもが該当します。2 号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども) のことです。2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望 が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必 要とする子ども)のことです。

(2) 需要量の算出方法の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

(3) 必要見込み量の概要

現在(平成25年度・平成26年度)の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量(必要見込み量)を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

3. 就学前児童の学校教育・保育について

(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量³等

① 市全体の経年変化

表 3~5歳の需要量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 1 号認定 (認定こども園および幼稚園)	人	6, 311	6, 160	6, 046	5, 932	5, 817
②2号認定 (幼児期の学校教育の利用希 望が強いと想定されるもの)	人	865	844	829	813	797
③ 2 号認定 (認定こども園及び保育所)	人	4, 580	4, 471	4, 388	4, 305	4, 222
需要量の合計	人	11, 756	11, 475	11, 263	11,050	10,836

表 0~2歳の需要量

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
④3号認定	O歳	人	733	713	705	697	688
(認定こども園及び保育 所+地域型保育)	1 • 2歳	人	2, 597	2, 534	2, 504	2, 475	2, 446
需要量の合計		人	3, 330	3, 247	3, 209	3, 172	3, 134
児童数(0~2歳)		人	9, 701	9, 457	9, 346	9, 238	9, 127

55

^③ 現在の供給量とは平成 25 年度又は平成 26 年度の供給量のことです。

② 市全体の年度ごとの必要見込み量

最終到達目標である平成 31 年度の必要見込み量をみると、 $3歳\sim5$ 歳の $1号・2号は必要見込み量がなく、<math>2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量は<math>\triangle797$ 人となっています。 $0歳\sim2歳をみると、平成 31 年度の 3号の必要見込み量は<math>0歳が \triangle188$ 人、 $1\cdot2歳が \triangle368$ 人となっています。

このように、3号と、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量をどのように確保していくのかが課題となっています。

表 認定区分別の需要量(平成27年度)と現状の供給量、必要見込み量

(単位:人)

		3歳~5歳の	3号	3号	
	1号	2号	2号(幼稚園)*	(0歳)	(1・2歳)
需要量	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,349人	▲351人	▲865人	▲233人	▲519人

^{*} 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量(平成28年度)と現状の供給量、必要見込み量

(単位:人)

		3歳~5歳の	3号	3号	
	1号	2号	(0歳)	(1・2歳)	
需要量	6,160人	4, 471人	844人	713人	2,534人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,500人	▲242人	▲844人	▲213人	▲456人

^{*} 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量(平成29年度)と現状の供給量、必要見込み量

		3歳~5歳の	3号	3号	
	1号	2号	(0歳)	(1・2歳)	
需要量	6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,614人	▲159人	▲829人	▲205人	▲426人

^{*} 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量(平成30年度)と現状の供給量、必要見込み量

(単位:人)

		3歳~5歳の[力	3号	3号
	1号	2号	2号(幼稚園)*	(0歳)	(1・2歳)
需要量	5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,728人	▲76人	▲813人	▲197人	▲397人

^{*} 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量(平成31年度)と現状の供給量、必要見込み量

		3歳~5歳の[为	3号	3号
	1号	2号	2号(幼稚園)*	(0歳)	(1・2歳)
需要量	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,843人	7人	▲797人	▲188人	▲368人

^{*} 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

③ 校区別・リージョン別 必要見込み量

〇 3号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号(平成27年度)

(単位:人)

					3	3号			<u>, ()</u>
中学校区	リー			O 歳			1	・2歳	
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	見込み量	需要量	現在の 供給量		見込み量
石切	Α	40	24	▲ 16	▲ 34	119	84	▲ 35	▲ 62
孔舎衙		25	7	▲ 18		68	41	▲ 27	_ 02
縄手		12	9	▲ 3		58	27	▲ 31	
枚岡	_	25	23	▲ 2		142	140	▲ 2	
縄手北	В	27	15	▲ 12	▲ 30	71	45	▲ 26	▲ 121
池島		26	9	▲ 17		71	39	▲ 32	
縄手南		14	18	4		95	65	▲ 30	
盾津	С	89	61	▲ 28	▲ 48	197	234	37	▲ 6
盾津東	Ů	44	24	▲ 20		137	94	▲ 43	
玉川		43	16	▲ 27		115	75	▲ 40	
英田	D	29	42	13	▲ 27	181	168	▲ 13	▲ 77
花園		25	19	▲ 6		83	105	22	_ ''
若江		13	6	▲ 7		86	40	▲ 46	
<u>楠根</u> 長栄 新喜多	E	26	35	9	9	167	144	▲ 23	▲ 23
長栄		22	16	▲ 6		107	44	▲ 63	
新喜多		57	16	▲ 41		122	73	▲ 49	
俊徳	F	4	3	▲ 1	▲ 99	41	15	▲ 26	▲ 166
意岐部	'	57	33	▲ 24	_ 33	70	104	34	
高井田		31	20	▲ 11		97	86	▲ 11	
小阪		30	14	▲ 16		126	75	▲ 51	
金岡		9	24	15		40	82	42	
太平寺		16	17	1		49	78	29	
上小阪	G	29	15	▲ 14	A 4	114	78	▲ 36	▲ 64
長瀬	u u	12	16	4	_ 4	86	44	▲ 42	– 04
弥刀		20	9	▲ 11		80	44	▲ 36	
柏田		8	9	1		75	54	▲ 21	
合計		733	500	▲ 233	▲ 233	2, 597	2, 078	▲ 519	▲ 519

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号(平成28年度)

								\ 1 1	<u>/()</u>
					3	号			
中学校区	リー			0歳			1	・2歳	
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	見込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	見込み量
石切	Α	39	24	▲ 15	▲ 33	116	84	▲ 32	▲ 57
孔舎衙	А	25	7	▲ 18	A 33	66	41	▲ 25	A 31
縄手		11	9	▲ 2		57	27	▲ 30	
枚岡		24	23	▲ 1		139	140	1	
縄手北	В	26	15	▲ 11	▲ 26	69	45	▲ 24	▲ 111
池島		25	9	▲ 16		69	39	▲ 30	
縄手南		14	18	4		93	65	▲ 28	
盾津	С	86	61	▲ 25	▲ 44	192	234	42	2
盾津東	Ů	43	24	▲ 19		134	94	▲ 40	
玉川		42	16	▲ 26		112	75	▲ 37	
英田	D	28	42	14	▲ 24	177	168	▲ 9	▲ 65
花園		24	19	<u>▲ 5</u>		80	105	25	_ "
若江		13	6	▲ 7		84	40	▲ 44	
楠根	E	25	35	10	10	162	144	▲ 18	▲ 18
長栄		22	16	A 6		104	44	▲ 60	
新喜多		56	16	▲ 40		119	73	▲ 46	
俊徳	F	4	3	▲ 1	▲ 96	41	15	▲ 26	▲ 154
意岐部		56	33	▲ 23	_ **	68	104	36	
高井田		31	20	▲ 11		95	86	▲ 9	
小阪		29	14	▲ 15		124	75	▲ 49	
金岡		8	24	16		39	82	43	
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪	G	28	15	▲ 13	0	111	78	▲ 33	▲ 53
長瀬		11	16	5	·	84	44	▲ 40	_ 50
弥刀		19	9	▲ 10		78	44	▲ 34	
柏田		8	9	1		73	54	▲ 19	
合計		713	500	▲ 213	▲ 213	2, 534	2, 078	▲ 456	▲ 456

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号(平成29年度)

(単位:人)

								(+1	<u> </u>
					3	号			
中学校区	リー			0歳			1	・2歳	
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	見込み量	需要量	現在の 供給量		見込み量
石切	Α	39	24	▲ 15	▲ 32	114	84	▲ 30	▲ 54
孔舎衙	Α	24	7	▲ 17	A 32	65	41	▲ 24	A 34
縄手		11	9	▲ 2		57	27	▲ 30	
枚岡		24	23	▲ 1		137	140	3	
縄手北	В	26	15	▲ 11	▲ 26	68	45	▲ 23	▲ 105
池島		25	9	▲ 16		68	39	▲ 29	
縄手南		14	18	4		91	65	▲ 26	
盾津	С	86	61	▲ 25	▲ 43	190	234	44	6
盾津東	U	42	24	▲ 18	— 40	132	94	▲ 38	0
玉川		41	16	▲ 25		111	75	▲ 36	
英田	D	28	42	14	▲ 22	175	168	▲ 7	▲ 61
花園		24	19	▲ 5		80	105	25	_ 01
若江		12	6	▲ 6		83	40	▲ 43	
楠根	E	25	35	10	10	161	144	▲ 17	▲ 17
長栄		21	16	▲ 5		103	44	▲ 59	
新喜多		55	16	▲ 39		118	73	▲ 45	
俊徳	F	4	3	▲ 1	▲ 92	40	15	▲ 25	▲ 147
意岐部	'	55	33	▲ 22	_ 32	67	104	37	
高井田		30	20	▲ 10		94	86	▲ 8	
小阪		29	14	▲ 15		122	75	▲ 47	
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪	G	28	15	▲ 13	0	110	78	▲ 32	▲ 48
長瀬	ľ	11	16	5		83	44	▲ 39	_ +0
弥刀		19	9	▲ 10		77	44	▲ 33	
柏田		8	9	1		72	54	▲ 18	
合計		705	500	▲ 205	▲ 205	2, 504	2, 078	▲ 426	▲ 426

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号(平成30年度)

								(1	<u>ル・/()</u>
					3	号			
中学校区	リー			0歳			1	・2歳	
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要身	見込み量	需要量	現在の 供給量	必要身	見込み量
石切	Α	38	24	▲ 14	▲ 31	113	84	▲ 29	▲ 53
孔舎衙	Α	24	7	▲ 17	— 31	65	41	▲ 24	
縄手		11	9	▲ 2		55	27	▲ 28	
枚岡		24	23	▲ 1		136	140	4	
縄手北	В	26	15	▲ 11	▲ 24	68	45	▲ 23	▲ 100
池島		24	9	▲ 15		67	39	▲ 28	
縄手南		13	18	5		90	65	▲ 25	
盾津	С	83	61	▲ 22	▲ 40	188	234	46	9
盾津東	·	42	24	▲ 18	— 40	131	94	▲ 37	,
玉川		41	16	▲ 25		109	75	▲ 34	
英田	D	28	42	14	▲ 22	171	168	▲ 3	▲ 53
花園		24	19	▲ 5		79	105	26	_ 00
若江		12	6	▲ 6		82	40	▲ 42	
楠根	E	24	35	11	11	160	144	▲ 16	▲ 16
長栄 新喜多		21	16	▲ 5		102	44	▲ 58	
新喜多		55	16	▲ 39		116	73	▲ 43	
俊徳	F	4	3	▲ 1	▲ 91	40	15	▲ 25	▲ 141
意岐部	'	55	33	▲ 22	— 31	66	104	38	— 141
高井田		30	20	▲ 10		93	86	▲ 7	
小阪		28	14	▲ 14		121	75	▲ 46	
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪	G	28	15	▲ 13	0	109	78	▲ 31	▲ 43
長瀬	u	11	16	5		82	44	▲ 38	— 43
弥刀		19	9	▲ 10		76	44	▲ 32	
柏田		8	9	1		71	54	▲ 17	
合計		697	500	▲ 197	▲ 197	2, 475	2, 078	▲ 397	▲ 397

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号(平成31年度)

								(+1	立:八)
					3	号			
中学校区	リー			0歳			1	・2歳	
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	見込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	見込み量
石切	Α	38	24	▲ 14	▲ 31	112	84	▲ 28	▲ 51
孔舎衙	,,	24	7	▲ 17	_ •	64	41	▲ 23	_ •
縄手		11	9	▲ 2		55	27	▲ 28	
枚岡	_	24	23	▲ 1		134	140	6	
縄手北	В	25	15	▲ 10	▲ 23	67	45	▲ 22	▲ 96
池島		24	9	▲ 15		67	39	▲ 28	
縄手南		13	18	5		89	65	▲ 24	
盾津	С	82	61	▲ 21	▲ 38	186	234	48	13
盾津東	U	41	24	▲ 17	A 30	129	94	▲ 35	13
玉川		40	16	▲ 24		108	75	▲ 33	
英田	D	27	42	15	▲ 19	169	168	▲ 1	▲ 48
花園	U	23	19	▲ 4	A 19	78	105	27	4 0
若江		12	6	▲ 6		81	40	▲ 41	
若江 楠根	Е	24	35	11	11	156	144	▲ 12	▲ 12
長栄		21	16	▲ 5		101	44	▲ 57	
新喜多		54	16	▲ 38		115	73	▲ 42	
俊徳	F	4	3	▲ 1	▲ 89	39	15	▲ 24	▲ 135
意岐部	Г	54	33	▲ 21	A 69	66	104	38	▲ 135
高井田		30	20	▲ 10		92	86	A 6	
小阪		28	14	▲ 14		119	75	▲ 44	
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		27	15	▲ 12	4	108	78	▲ 30	
長瀬	G	11	16	5	1	81	44	<u> </u>	▲ 39
弥刀		19	9	▲ 10		75	44	<u> </u>	
柏田		8	9	1		70	54	<u> </u>	
合計		688	500	▲ 188	▲ 188	2, 446	2, 078	▲ 368	▲ 368

〇 1号・2号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号(平成27年度)

(単位:人)

				_						_		(+1/1/	· : 八)
	l			号			/ L T// (TET)	7.1 CT X 40	2	号	F		
中学校区	リリー			稚園				利用希望		保育認定	【認定こども	・園・保育所	f(園)】
十十以四	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量
石切	Α	353	840	487	368	63		▲ 63	▲ 107	203	162	▲ 41	▲ 152
孔舎衙	^	329	210	▲ 119	300	44		▲ 44	A 107	183	72	▲ 111	A 132
縄手		99	0	▲ 99		9		▲ 9		119	54	▲ 65	
枚岡		373	280	▲ 93		39		▲ 39		185	297	112	
縄手北	В	174	490	316	733	29		▲ 29	▲ 111	83	90	7	▲ 45
池島		143	350	207		6		▲ 6		153	72	▲ 81	
縄手南		188	590	402		28		▲ 28		175	157	▲ 18	
盾津	С	561	900	339	158	109		▲ 109	▲ 185	460	455	▲ 5	▲ 60
盾津東	U	356	175	▲ 181	100	76		▲ 76	A 100	176	121	▲ 55	▲ 60
玉川		313	210	▲ 103		26		▲ 26		231	167	▲ 64	
英田	D	467	490	23	11	32		▲ 32	▲ 95	269	390	121	10
花園	ן יי	266	490	224	- ''	19		▲ 19	A 95	172	206	34	10
若江		273	140	▲ 133		18		▲ 18		145	64	▲ 81	
楠根	E	337	675	338	338	70		▲ 70	▲ 70	258	301	43	43
長栄		269	345	76		44		▲ 44		123	90	▲ 33	
新喜多		284	765	481		42		▲ 42		162	181	19	
俊徳	F	71	255	184	1. 352	14		▲ 14	▲ 222	90	32	▲ 58	▲ 118
意岐部		184	140	▲ 44	1, 352	28		▲ 28	A 222	161	193	32	A 110
高井田		190	570	380		53		▲ 53		153	144	▲ 9	
小阪		245	520	275		41		▲ 41		250	181	▲ 69	
金岡		91	570	479		17		▲ 17		109	164	55	
太平寺		68	95	27		14		▲ 14		96	155	59	
上小阪	G	250	280	30	389	14		▲ 14	▲ 75	211	147	▲ 64	▲ 29
長瀬	u	155	0	▲ 155	309	7		▲ 7	A 13	120	90	▲ 30	A 29
弥刀		176	140	▲ 36		23		▲ 23		126	127	1	
柏田		96	140	44		0		0		167	117	▲ 50	
合計		6, 311	9, 660	3, 349	3, 349	865	0	▲ 865	▲ 865	4, 580	4, 229	▲ 351	▲ 351

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号(平成28年度)

				_						_		(+)	.: <i>八)</i>
			11.	号			/ L T/L (EE) ·	r.ı m × +0		号	F		
中学校区	リー			椎園				利用希望		保育認定	【認定こども	・	f(園)】
TTKE	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	.込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量
石切	Α	344	840	496	385	62		▲ 62	▲ 105	199	162	▲ 37	1 44
孔舎衙	A	321	210	▲ 111	300	43		▲ 43	A 103	179	72	▲ 107	A 144
縄手		96	0	▲ 96		9		▲ 9		115	54	▲ 61	
枚岡		365	280	▲ 85		39		▲ 39		180	297	117	
縄手北	В	170	490	320	755	28		▲ 28	▲ 109	80	90	10	▲ 25
池島		140	350	210	•	6		▲ 6		149	72	▲ 77	
縄手南		184	590	406		27		▲ 27		171	157	▲ 14	
盾津	С	548	900	352	179	108		▲ 108	▲ 183	450	455	5	▲ 45
盾津東	6	348	175	▲ 173	179	75		▲ 75	A 103	171	121	▲ 50	4 3
玉川		306	210	▲ 96		25		▲ 25		226	167	▲ 59	
英田	D	456	490	34	42	30		▲ 30	▲ 90	263	390	127	28
花園	ן ע	260	490	230	42	18		▲ 18	▲ 90	169	206	37	20
若江		266	140	▲ 126	'	17		▲ 17		141	64	▲ 77	
楠根	E	329	675	346	346	68		▲ 68	▲ 68	253	301	48	48
長栄		263	345	82		44		▲ 44		119	90	▲ 29	
新喜多		277	765	488		41		▲ 41		158	181	23	
俊徳	F	69	255	186	1. 380	14		▲ 14	▲ 217	88	32	▲ 56	▲ 95
意岐部	Г	180	140	4 0	1, 300	26		▲ 26	A 217	157	193	36	A 95
高井田		185	570	385		52		▲ 52		149	144	▲ 5	
小阪		241	520	279		40		▲ 40		245	181	▲ 64	
金岡		89	570	481		16		▲ 16		106	164	58	
太平寺		66	95	29	,	13		▲ 13		93	155	62	
上小阪	G	240	280	40	413	14		▲ 14	▲ 72	206	147	▲ 59	A 9
長瀬	u	152	0	▲ 152	413	7		A 7	A 12	118	90	▲ 28	A 9
弥刀		172	140	▲ 32	'	22		▲ 22		123	127	4	
柏田		93	140	47	•	0		0		163	117	▲ 46	
合計		6, 160	9, 660	3, 500	3, 500	844	0	▲ 844	▲ 844	4, 471	4, 229	▲ 242	▲ 242

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号(平成29年度)

(単位:人)

			1	号					2	号		()	/ ()
中学校区	リー			 惟園			幼稚園	利用希望			【認定こども	園・保育所	斤(園)】
1 1 1	ジョン	需要量	現在の 供給量		込み量	需要量	現在の 供給量		込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量
石切	Α	338	840	502	397	61		▲ 61	▲ 103	195	162	▲ 33	▲ 136
孔舎衙	^	315	210	▲ 105	037	42		▲ 42	— 100	175	72	▲ 103	— 130
縄手		94	0	▲ 94		9		▲ 9		114	54	▲ 60	ļ
枚岡		357	280	▲ 77		37		▲ 37		176	297	121	
縄手北	В	167	490	323	774	28		▲ 28	▲ 107	79	90	11	▲ 13
池島		138	350	212		6		▲ 6		147	72	▲ 75	
縄手南		180	590	410		27		▲ 27		167	157	▲ 10	
盾津	С	537	900	363	196	106		▲ 106	▲ 181	440	455	15	▲ 33
盾津東	Ů	342	175	▲ 167	130	75		▲ 75	101	169	121	▲ 48	— 55
玉川		300	210	▲ 90		24		▲ 24		220	167	▲ 53	
英田	D	447	490	43	67	30		▲ 30	▲ 89	258	390	132	45
花園	ן יי	255	490	235	07	18		▲ 18	▲ 09	165	206	41	40
若江		261	140	▲ 121		17		▲ 17	Ĭ	139	64	▲ 75	
楠根	E	324	675	351	351	68		▲ 68	▲ 68	248	301	53	53
長栄		258	345	87		43		▲ 43		118	90	▲ 28	
新喜多		272	765	493		39		▲ 39		156	181	25	
俊徳	F	68	255	187	1. 402	13		▲ 13	▲ 210	87	32	▲ 55	▲ 81
意岐部		177	140	▲ 37	1, 402	26		▲ 26	A 210	154	193	39	A 01
高井田		182	570	388		51		▲ 51		147	144	▲ 3	
小阪		236	520	284		38		▲ 38		240	181	▲ 59	
金岡		88	570	482		16		▲ 16		105	164	59	
太平寺		65	95	30		13		▲ 13		92	155	63	
上小阪	G	235	280	45	427	14		▲ 14	▲ 71	202	147	▲ 55	6
長瀬	l u	148	0	▲ 148	421	7		A 7	A / I	115	90	▲ 25	0
弥刀		170	140	▲ 30		21		▲ 21		121	127	6	
柏田		92	140	48		0		0		159	117	▲ 42	
合計		6, 046	9, 660	3, 614	3, 614	829	0	▲ 829	▲ 829	4, 388	4, 229	▲ 159	▲ 159

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号(平成30年度)

												(単位	::人)
			1	号					2	号			
中学校区	リー		幼	稚園			幼稚園	利用希望		保育認定	【認定こども	園・保育所	f(園)】
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量
石切	Α	332	840	508	408	59		▲ 59	▲ 100	191	162	▲ 29	▲ 129
孔舎衙	А	310	210	1 00	400	41		▲ 41	A 100	172	72	1 00	▲ 129
縄手		93	0	▲ 93		8		▲ 8		112	54	▲ 58	
枚岡		351	280	▲ 71		37		▲ 37		174	297	123	
縄手北	В	163	490	327	791	27		▲ 27	▲ 104	78	90	12	▲ 3
池島		135	350	215		6		▲ 6		144	72	▲ 72	
縄手南		177	590	413		26		▲ 26		165	157	▲ 8	
盾津	С	529	900	371	210	105		▲ 105	▲ 177	432	455	23	▲ 22
盾津東	U	336	175	▲ 161	210	72		▲ 72	A 177	166	121	▲ 45	A 22
玉川		293	210	▲ 83		24		▲ 24		217	167	▲ 50	
英田	D	439	490	51	92	29		▲ 29	▲ 87	253	390	137	59
花園	ا ا	250	490	240	32	17		▲ 17	A 07	162	206	44	39
若江		256	140	▲ 116		17		▲ 17		136	64	▲ 72	
楠根	Е	318	675	357	357	66		▲ 66	▲ 66	242	301	59	59
長栄		253	345	92		42		▲ 42		115	90	▲ 25	
新喜多		267	765	498		40		▲ 40		153	181	28	
俊徳	F	66	255	189	1. 425	13		▲ 13	▲ 209	84	32	▲ 52	▲ 62
意岐部	Г	173	140	▲ 33	1, 425	25		▲ 25	A 209	152	193	41	▲ 02
高井田		179	570	391		50		▲ 50		144	144	0	
小阪		232	520	288		39		▲ 39		235	181	▲ 54	
金岡		85	570	485		16		▲ 16		102	164	62	
太平寺		64	95	31		13		▲ 13		89	155	66	
上小阪	G	231	280	49	445	13		▲ 13	▲ 70	198	147	▲ 51	22
長瀬	u	145	0	▲ 145	440	7		A 7	A /0	113	90	▲ 23	
弥刀		166	140	▲ 26		21		▲ 21		119	127	8	
柏田		89	140	51		0		0		157	117	4 0	
合計		5, 932	9, 660	3, 728	3, 728	813	0	▲ 813	▲ 813	4, 305	4, 229	▲ 76	▲ 76

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号(平成31年度)

												(+1/1/1	.:八)
				号						号			
中学校区	リー			稚園				利用希望		保育認定	【認定こども	遠園・保育所	斤(園)】
	ジョン	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量	需要量	現在の 供給量	必要見	込み量
石切	Α	325	840	515	422	59		▲ 59	▲ 99	187	162	▲ 25	▲ 122
孔舎衙	٨	303	210	▲ 93	422	40		▲ 40	A 99	169	72	▲ 97	A 122
縄手		91	0	▲ 91		8		▲ 8		109	54	▲ 55	
枚岡		344	280	▲ 64		35		▲ 35		170	297	127	
縄手北	В	161	490	329	808	27		▲ 27	▲ 102	77	90	13	11
池島		133	350	217		6		▲ 6		142	72	▲ 70	
縄手南		173	590	417		26		▲ 26		161	157	4	
盾津	С	517	900	383	228	102		▲ 102	▲ 174	424	455	31	1 0
盾津東	U	330	175	▲ 155	220	72		▲ 72	A 1/4	162	121	▲ 41	_ 10
玉川		288	210	▲ 78		23		▲ 23		212	167	▲ 45	
英田	D	431	490	59	115	29		▲ 29	▲ 85	247	390	143	76
花園	ע	245	490	245	110	17		▲ 17	▲ 00	158	206	48	70
若江		251	140	▲ 111		16		▲ 16		134	64	▲ 70	İ
楠根	E	311	675	364	364	66		▲ 66	▲ 66	238	301	63	63
長栄		247	345	98		40		4 0		113	90	▲ 23	
新喜多		261	765	504		38		▲ 38		149	181	32	
俊徳	F	65	255	190	1. 449	13		▲ 13	▲ 202	83	32	▲ 51	▲ 45
意岐部	'	170	140	▲ 30	1, 443	25		▲ 25	A 202	148	193	45	— 45
高井田		176	570	394		49		▲ 49		142	144	2	
小阪		227	520	293		37		▲ 37		231	181	▲ 50	
金岡		84	570	486		16		▲ 16		101	164	63	
太平寺		64	95	31		12		▲ 12		88	155	67	
上小阪	G	226	280	54	457	13		▲ 13	▲ 69	195	147	▲ 48	34
長瀬	u	143	0	▲ 143	40/	7		A 7	▲ 09	112	90	▲ 22	ა4
弥刀		163	140	▲ 23		21		▲ 21		117	127	10	Ì
柏田		88	140	52		0		0		153	117	▲ 36	
合計		5, 817	9, 660	3, 843	3, 843	797	0	▲ 797	▲ 797	4, 222	4, 229	7	7

(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその 実施時期

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供と待機児童等の解消に向けた対応

●待機児童だけではなく潜在的なニーズにも対応

本市では待機児童対策が喫緊の課題であり、潜在的なニーズも含めて早期対応が求められています。また、全国的な保育ニーズの高まりに合わせて、平成29年度までに国が「待機児童解消加速化プラン」による改革を実施します。

一般的に待機児童とは、希望する保育所に入所できない方のうち、希望園を1園に限っている方などを除いています。本市ではこのような待機児童への対応だけではなく、単に待機となっている方のニーズや新たに就労を希望する方なども含めたニーズに対応していきます。加えて、例えば幼稚園に通園させている親がキャリアアップによりパートタイムからフルタイムへと移った場合の対応など、雇用形態の変化にも即して、このようなすべての方のニーズ(潜在的なニーズ)に対応する供給体制の充実を図ります。

●計画期間の早い段階での整備の促進

本計画の計画期間から一段早めて平成 29 年度までを中間の期限として1号~3号の学校教育・保育の抜本的な対策を促進することとします

●3号または2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強い方への対応

待機児童も含めて必要見込み量の発生状況をみると、前述したように、3号または2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものに対して学校教育・保育の確保方策が必要となっています。このような課題に対して本市では次の表のように「幼保連携型認定こども園」「小規模保育施設」によって供給体制の強化を図ります。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるように、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設であり、幼稚園、保育所(園)においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供が期待できます。単一の認可の仕組みに改正された幼保連携型認定こども園を推進することによって、既存施設等からの転換を促します。

また、保育の必要見込み量が3号(0~2歳)に集中して発生していることから、これらの ニーズへの緊要の取り組みとして小規模保育施設の整備を進めます。

公立の教育・保育施設については、再編整備の考え方に沿って進めていきます。

①-1 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策®(平成26年度~27年度)

(単位:人)

		3歳~5歳の内			0 P	3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) *	3号 (0歳)	3 万 (1・2歳)
(ア)需要量(平成27年度)		6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
(イ)現在の供給量		9,660人	4,229人		500人	2,078人
(ウ)必要見込み量(平成 27年度)		3,349人	▲351人	▲865人	▲233人	▲519人
(工) 確保方策	幼保連携型認定こ ども園	▲580人	580人		30人	140人
	小規模保育施設	_			81人	204人
	合計	▲580人	580人		111人	344人

- * 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。
- (ア) 需要量・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
- (イ) 供給量・・平成25年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量
- (ウ) 必要見込み量・・(イ) (ア) により算出される量
- (エ)確保方策・・施設の整備等により新たに提供される量

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成28年度)

		3歳~5歳の内			0 🖽	3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) *	3号 (0歳)	(1・2歳)
需要量(平成 28 年度)		6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
現在の供給量		9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量(平成28年度)		3,500人	▲242人	▲844人	▲213人	▲456人
確	幼保連携型認定こども園	▲907人	907人		60人	260人
確保方策	小規模保育施設		_		111人	269人
策	合計	▲907人	907人		171人	529人

- * 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。
- ※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

[®] 施設整備を行う年度に確保方策を計上していますが、施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。平成28年度以降の各年度の確保方策についてはその前年度までに設定した分を含めて、積み上げた量で表しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成29年度)

(単位:人)

		3	3歳~5歳	の内	ο 🛭	3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) *	3号 (O歳)	(1・2歳)
需要量(平成 29 年度)		6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
現	在の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必	要見込み量(平成29年度)	3,614人	▲159人	▲829人	▲205人	▲426人
確	幼保連携型認定こども園	▲907人	907人		60人	260人
確保方策	小規模保育施設		_		135人	321人
策	合計	▲907人	907人		195人	581人

- * 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。
- ※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成30年度)

(単位:人)

						(十四:70)
		3	3歳~5歳の内			3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) *	3号 (O歳)	(1・2歳)
需要量(平成 30 年度)		5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
現	在の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必	要見込み量(平成30年度)	3,728人	▲76人	▲813人	▲197人	▲397人
確	幼保連携型認定こども園	▲907人	Ć	907人	60人	260人
確保方策	小規模保育施設		_		135人	321人
策	合計	▲907人	Ç	907人	195人	581人

- * 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。
- ※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成31年度)

			3歳~5歳の内			3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) *	3号 (O歳)	(1・2歳)
需要量(平成 31 年度)		5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
現在の供給量		9,660人	4,229人		500人	2,078人
必	要見込み量(平成31年度)	3,843人	7人	▲797人	▲188人	▲368人
確	幼保連携型認定こども園	▲907人	907人		60人	260人
確保方策	小規模保育施設		_		135人	321人
策	合計	▲907人	907人		195人	581人

- * 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。
- ※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

①-2 公立再編整備による需給調整数を含めた認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育 の確保方策

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成31年度)

		3	歳~5歳0	D内		
		1号	2号	2号 (幼稚園) *	3号 (O歳)	3号 (1・2歳)
(ア) 幕	需要量(平成31年度)	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
(イ)	現在の供給量	9,660人	4,229人	_	500人	2,078人
(ウ)必要見込み量(平成 31年度)		3,843人	7人	▲797人	▲188人	▲368人
では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	幼保連携型認定こ ども園	▲907人	907人		60人	260人
策	小規模保育施設				135人	321人
	合計	▲907人	ç	007人	195人	581人
(才) ½ 減	(オ)公立再編整備による増		227人		▲32人	▲42人
(カ) b 保方策	(カ)民間保育園等による確 保方策				45人	
(キ)必要見込み量・確保方 策・公立再編整備による需給 調整数の合計		997人	344人		20人	171人

- * 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。
- ※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。
- (オ) 公立再編整備による増減
 - ・・・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量
- (カ) 民間保育園等による確保方策・・民間保育園による定員の拡充
- (キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計
 - $\cdot \cdot \cdot (p) + (x) + (x) + (x)$ により算出される量

② 地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。施設ではなく事業として位置づけて地域における多様なニーズにきめ細かく対応できる仕組みです。

_	表る事業の特徴								
	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型 保育事業					
形態	比較的小規模で家庭が保育事業によ	家庭的な雰囲気の	企業が主として従	住み慣れた居宅に					
	庭的保育事業に近	下で、少人数を対	業員への仕事と子	おいて、1対1を					
	₩の雰囲気の下、き	象にきめ細かな保	育ての両立支援策	基本とするきめ細					
	め細かな保育を実	育を実施	として実施	かな保育を実施					
	施								
規模	6~19 人まで	少人数(現行は家	様々(数人~数十	1対1が基本					
		庭的保育者1人に	人程度)						
		つき、子ども3人)							
		※家庭的保育補助							
		者がいる場合は子							
		ども5人まで							
場所	多様なスペース	家庭的保育者の居	事業所その他様々	利用する保護者・					
		宅その他様々なス	なスペース	子どもの居宅					
		ペース							

表 各事業の特徴

〇 小規模保育施設の推進

本市では3号の供給量を確保するために、まずは小規模保育施設によって供給体制の強化を 図ります。

小規模保育施設の類型については、多様な保育ニーズに対応する観点から、また既存施設からの円滑な移行を念頭に、メニューとしてはA型・B型・C型を設けて条例でそれぞれの基準を明記することとします。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

〇保育の質と待機児童の解消などを考えるとA型を増やしていくべきである。

〇 保育従事者等について

保育従事者等に対する継続的な研修として、原則、年1回の現任研修を実施し、質の維持・ 向上を図ります。保育従事者とは保育に従事する職員として市が定める研修を修了した者のこ とです。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○保育従事者や家庭的保育者の研修は最初だけではなく、継続的な研修が必要。
- ○大きな施設では対応できない不規則・深夜等の勤務形態に地域型保育事業が対応 する形になるのでは。基準を厳格化すると保育士の確保が困難であり、結果的に 行政の目の届かないところで運営される可能性がある。

○ 事業所の認可と指導監査について

市で定めた認可基準に適合する事業所に対しては幅広く参入を認めることとしつつ、認可した事業所に対しては指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図ります。また、運営方針や職員の保有する資格、職員数等について公表することで、利用者が選択できるようにし、質の向上を促します。

○ 連携施設について

地域型保育事業は、対象年齢が0~2歳までの施設ため、「保育内容の支援(合同保育・行事参加・発達支援)」「卒園後の受け皿(3歳以降の教育・保育の確保))の役割を担う連携施設の設定が必要となります。本市では認定こども園・保育所(園)・幼稚園とで連携を図っていくこととします。

〇 給食(参酌基準)

原則、自園調理とします。

〇 職員の配置基準について

地域型保育事業の職員配置基準については、本市の保育所基準を下回らないように設定します。

〇 設備・面積基準について

地域型保育事業の設備・面積基準は現行の既存施設からの円滑な移行を念頭に国基準に設定 し、施行後、5年後を目途に行われる制度見直しの際に、本市の基準についても見直しを検討 します。

(3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容

各認定区分に応じた提供体制を検討します。

平成 26 年度には、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業の施設整備工事に着手できる法人を募集しました。また平成 27 年度以降も、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業などを年次的に整備します。

① 3号認定への対応

〇 平成 26 年度~27 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成26年度~27年度)

			O歳	1・2歳	合計
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 31	▲ 51	▲82
A地域	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
	73 %	小計	15	53	68
必要		見込み量(平成31年度)	▲ 23	▲ 96	▲ 119
B地域	確保	幼保連携型認定こども園	0	0	0
口地域	唯体 方策	小規模保育施設	15	42	57
	73 %	小計	15	42	57
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲38	13	▲ 25
C地域	T#: /D	幼保連携型認定こども園	6	44	50
し地域	確保 方策	小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	44	50
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 19	▲ 48	▲ 67
I D地域	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
し地域		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
	必要見	見込み量(平成31年度)	11	▲ 12	▲ 1
┣ E地域	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
二地域		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲89	▲ 135	▲ 224
F地域	確保	幼保連携型認定こども園	0	0	0
1 1613	堆体	小規模保育施設	48	104	152
	73 Ж	小計	48	104	152
	必要見	見込み量(平成 31 年度)	1	▲ 39	▲38
G地域	T#: /D	幼保連携型認定こども園	6	24	30
G 1E13X	確保 方策	小規模保育施設	0	0	0
	73 %	小計	6	24	30
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 188	▲ 368	▲ 556
合計	T#: /□	幼保連携型認定こども園	30	140	170
	確保 方策	小規模保育施設	81	204	285
	/J X	合計	111	344	455

〇 平成 28 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成28年度)

			0 歳	1・2歳	合計
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 31	▲ 51	▲82
A地域	T#: /□	幼保連携型認定こども園	6	24	30
	確保 方策	小規模保育施設	9	29	38
	刀束	小計	15	53	68
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 23	▲96	▲ 119
B地域	T#r /II	幼保連携型認定こども園	6	24	30
口地域	確保方策	小規模保育施設	21	55	76
	73 %	小計	27	79	106
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲38	13	▲ 25
C地域	7年/日	幼保連携型認定こども園	6	44	50
し地域	確保方策	小規模保育施設	12	26	38
	73 %	小計	18	70	88
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 19	▲ 48	▲ 67
D地域	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
ロ地域		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
	必要見	見込み量(平成31年度)	11	▲ 12	▲ 1
E地域	7年/日	幼保連携型認定こども園	6	24	30
上地块	確保 方策	小規模保育施設	0	0	0
	73 %	小計	6	24	30
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲89	▲ 135	▲ 224
F地域	7年/日	幼保連携型認定こども園	24	96	120
上记线	確保方策	小規模保育施設	60	130	190
	177%	小計	84	226	310
	必要見	見込み量(平成31年度)	1	▲ 39	▲38
G地域	7年/早	幼保連携型認定こども園	6	24	30
G 1013%	確保方策	小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 188	▲ 368	▲ 556
合計	1年/早	幼保連携型認定こども園	60	260	320
	確保力策	小規模保育施設	111	269	380
	73 %	合計	171	529	700

[※] 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

〇 平成 29 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成29年度)

(単位:人)

			O歳	1・2歳	合計
	心面目	33.4.号 (亚战 21 左帝)	○ 版		_ 82
A地域		見込み量(平成 31 年度)		24	
	確保	幼保連携型認定こども園 小規模保育施設	6 15	42	30 57
	確保 方策	小戏快休月旭改	21		
		小計		66	87
	少安5	見込み量(平成31年度)	▲ 23	▲96	▲ 119
B地域	確保	幼保連携型認定こども園	6	24	30
	方策	小規模保育施設	27	68	95
		小計	33	92	125
	必要是	見込み量(平成31年度)	▲38	13	▲ 25
C地域	確保	幼保連携型認定こども園 小規模保育施設	6	44	50
ر دواد د	一造策	小規模保育施設	12	26	38
	刀束	小計	18	70	88
	必要タ	見込み量(平成31年度)	▲ 19	▲ 48	▲ 67
D地域	確保 方策	幼保連携型認定こども園 小規模保育施設	6	24	30
口地域		小規模保育施設	15	42	57
		小計	21	66	87
	必要見	見込み量(平成31年度)	11	▲ 12	1
E地域	確保 方策	幼保連携型認定こども園 小規模保育施設	6	24	30
上地坝		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲89	▲ 135	▲ 224
— 11 5.1 -₽		幼保連携型認定こども園	24	96	120
F地域	確保 方策	小規模保育施設	66	143	209
	刀束	小計	90	239	329
	必要見	見込み量(平成31年度)	1	▲39	▲ 38
- 111.1 -11		幼保連携型認定こども園	6	24	30
G地域	確保	小規模保育施設	0	0	0
	方策	小計	6	24	30
	必要見	見込み量(平成31年度)	▲ 188	▲ 368	▲ 556
A - 1		幼保連携型認定こども園	60	260	320
合計	確保 方策	小規模保育施設	135	321	456
	万策	合計	195	581	776
		нн	130	501	110

[※] 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

〇 確保施設数

表 リージョン別 3号認定の確保施設数

	平成 26 年度~ 平成 27 年度			成 28 年度	平成 29 年度	
	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園
A地域	2	1	2	1	3	1
B地域	3	_	4	1	5	1
C地域	_	1	2	1	2	1
D地域	2	1	2	1	3	1
E地域	_	1		1		1
F地域	8		10	4	11	4
G地域		1		1		1
合計	15	5	20	10	24	10

[※] 平成 28 年度以降の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

② 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応

2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応として、教育希望が強いニーズのため、可能な限り幼稚園からの認定こども園への移行によって確保を図ります。

表 リージョン別 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人の必要見込み量と学校教育・保 育の確保方策

			平成 26 年度~27 年度	平成 28 年度
	必要見込み	▶量(平成 31 年度)	▲99	▲99
A地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	60	60
	必要見込み	·量(平成 31 年度)	▲ 102	▲ 102
B地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	45	90
	必要見込み	▶量(平成 31 年度)	▲ 174	▲ 174
C地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	152	152
	必要見込み	▶量(平成 31 年度)	▲85	▲85
D地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	48	108
	必要見込み	·量(平成 31 年度)	▲ 66	▲ 66
E地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	120	120
	必要見込み	▶量(平成 31 年度)	▲202	▲ 202
F地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	105	327
	必要見込み	▶量(平成 31 年度)	▲ 69	▲ 69
G地域	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	50	50
	必要見込み	▶量(平成 31 年度)	▲ 797	▲ 797
合計	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚 園型認定こども園	580	907

[※] 平成28年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 2号認定の確保施設数

	平成 26 年度~ 平成 27 年度	平成 28 年度
	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園
A地域	1	1
B地域	1	2
C地域	1	1
D地域	1	2
E地域	2	2
F地域	2	6
G地域	2	2
合計	10	16

[※] 平成28年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(4) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」

平成25年8月6日付内閣府事務連絡および平成25年12月18日付内閣府事務連絡で通知されているとおり、「指定都市・中核市の計画で定める数」は、幼稚園・保育所(園)から認定こども園への移行を促進するために設定する数です。

東大阪市においては、1号認定に対する供給量が過剰であるため、保育所(園)から認定こども園に移行する際に、この定める数を利用して幼保連携型認定こども園への移行促進を図る必要があります。現在の施設の利用状況や幼保連携型認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて以下のとおり「指定都市・中核市の計画で定める数」を設定します。

表 「指定都市・中核市の計画で定める数」 (平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間における数)

	1号認定	2号認定	3号認定
「指定都市・中核市の計画で 定める数」	463	0	0

4. 地域子ども・子育て支援事業等について

(1) 延長保育(時間外保育) 事業(開所時間を超えた後の延長) 【市域全体】

① 事業概要等

開所時間を超えた後の延長

平成 26 年度現在: 11 時間の開所時間を超えて保育を実施

新制度:現行の基準を基本とし、実施施設の規模の違いや保育必要量等を加味して制度の在り 方の検討が国において進められています。

≪実施場所≫各保育所(園)

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市ではほとんどの保育所(園)で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めてきました。

今後の状況としては、平成27年度を除いて現在の供給量が需要量を上回っていることから、 必要見込み量は発生せず、平成31年度までの5年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1, 887	1,840	1,812	1, 785	1, 756
現在の供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
必要見込み量	▲ 15	32	60	87	116

(2) 放課後児童クラブ(留守家庭児童育成クラブ)【小学校区】

① 事業概要等

放課後児童クラブ(留守家庭児童育成クラブ)

- ●平成 26 年度現在
- ≪対象≫小学校低学年(1年生から3年生)
- ≪事業内容≫下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をあずかり児童の安全確保 と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。
- ≪実施場所≫市立53小学校内
- ※本市では53 小学校区に「留守家庭児童育成クラブ」を設置し、各クラブに補助を行い、放課後児童健全育成事業を施策として展開しています。
- ※運営委員会方式(各校区において自治会をはじめ、地域関係団体および学校の協力のもと、 運営委員会を組織し、留守家庭児童の健全育成を図るため、遊びを主とした生活指導を行う 留守家庭児童育成クラブを開設・運営するもの)

② 施策展開の方向性(確保方策)

児童福祉法の改正により、事業の対象範囲が小学校3年生から6年生へと引き上げられました。本市の場合、平成25年10月に実施した「10,000人のニーズ調査」、また平成25年12月に青少年スポーツ室において実施した保護者への「アンケート調査」の2つの調査結果をみても高学年の入会希望も多く、東大阪市においても対象児童の拡大が求められます。

このことを受け、施設整備にかかる課題については、従来からの一部施設狭隘による待機児童の解消とともに、対象児童の引き上げを行うための施設面積の拡充が求められます。なお厚生労働省令に基づく一人当たり 1.65 ㎡の面積を確保するには、施設面積の拡充整備を図る必要があります。

また、現状の事業運営にかかる課題として、留守家庭児童育成クラブ間で開設日や時間等運営内容に差異が存在していることがあげられ、今後は調査結果を踏まえた内容による運営が必要です。さらにはこの他にも教職員や地域から寄せられている運営にかかる課題が存在しています。

このような状況を踏まえ、今後の方向性については以下のとおりとします。

・必要見込み量の確保

現在の各留守家庭児童育成クラブにおいて施設面積と運営体制の拡充を図ることにより「必要見込み量」を充足することが可能となります。このことから本計画期間内において、国の「放課後児童健全育成事業」に対する本市における施策は、現状の課題の解決を図るとともに各小学校敷地内に設置している留守家庭児童育成クラブの運営により推進します。

• 施設整備

留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消とともに入会を希望するすべての留守家庭児童を収容できる施設整備を行うため、各小学校の余裕教室の有効活用を推進しながら、平成27年度にかけて年次的に全クラブで6年生までの収容可能な施設設備を行い、国基準に準拠した専用面積を確保します。

・事業主体

前述のとおり現状ではクラブ運営にかかる数点の課題がありますが、これらの課題を解決して平成27年度以降も地域運営委員会において継続運営を可能とされるクラブがある一方で、今後は運営継続が困難なため民間事業者が運営主体となるクラブがあります。このため、平成27年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営主体は、地域運営委員会と民間事業者の2種になります。

• 事業手法

市は、各小学校敷地内において施設整備を行うとともに、当該施設を使用して留守家庭児 童育成クラブを運営される運営主体に対して補助金交付を行い事業展開を図ります。

• 運営

留守家庭児童育成クラブの運営主体は市補助金と保護者負担金を財源に留守家庭児童育成クラブを運営します。

運営主体との協定において、すべてのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を行います。 さらには施設整備の状況に応じて対象児童を6年生まで引き上げます。

・学校、保護者、地域との連携

民間事業者が運営主体となるクラブにおいても、留守家庭児童育成クラブの運営は、家庭、地域との連携の下に児童の健全な育成を図ることが不可欠です。学校運営との連携や保護者、地域との連携を図るため「地域連携会」を開催し、民間事業者が地域との意見交換や交流を踏まえた運営を図ります。

指導員

これまでの留守家庭児童育成クラブで培ってきた取り組みを生かしつつ、研修等を通じて指導員のさらなる質の向上に努めます。

表 必要見込み量と確保方策

		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
		年度	年度	年度	年度	年度
(ア)需要量	低学年	2, 754	2,671	2, 585	2, 505	2, 416
	高学年	1, 260	1, 221	1, 183	1, 145	1, 108
	合計	4, 014	3, 892	3, 768	3,650	3, 524
(イ)現在の供給量	三 里	2, 987	2, 987	2, 987	2, 987	2, 987
(ウ)必要見込み	三 里	▲ 1,027	▲ 905	▲ 781	▲ 663	▲ 537
(エ)確保方策		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
(オ) 差し引き		43	165	289	407	533

- ※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。
- (ア) 需要量・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
- (イ) 供給量・・平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量
- (ウ) 必要見込み量・・(イ) (ア) により算出される量。▲は不足を表している。
- (エ)確保方策・・施設の整備等により新たに提供される量
- (オ) 差し引き・・(ウ) + (エ) により算出される量

表 小学校区別 放課後児童クラブ (留守家庭児童育成クラブ) の必要見込み量と確保方策

石切 石石石石 孔孔 縄 上 枚 枚 框 島 南	切舎舎手四岡岡手手島手和栄池宮東衙馬 条東西北東 南東 東	平成27 年度 111 111 99 59 38 31 60 82 41 42 57 115 178 93	平成29 年度 104 104 92 555 36 29 58 77 38 40 54 108	平成31 年度 97 98 86 51 34 28 54 72 36 36 50	現在の 供給量 57 47 55 38 38 66 94 38 38	平成27 年度 ▲ 54 ▲ 64 ▲ 44 ▲ 21 ○ 7 ← 6 12 ▲ 3	平成29 年度 ▲ 47 ▲ 57 ▲ 37 ▲ 17 2 9 8 17 0	平成31 年度 ▲ 40 ▲ 51 ▲ 31 ▲ 13 4 10 12 22 2	平成26· 27年度 38 55 38 11 0 0 0	平成31 年度 ▲ 2 4 7 ▲ 2 4 10 12 22
石 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	切舎舎手四岡岡手手島手和栄池宮東衙馬 条東西北東 南東 東	111 99 59 38 31 60 82 41 42 57 115 178 93	104 92 55 36 29 58 77 38 40 54 108	98 86 51 34 28 54 72 36 36 50	47 55 38 38 38 66 94 38 38 76	▲ 64 ▲ 44 ▲ 21 0 7 6 12 ▲ 3	▲ 57 ▲ 37 ▲ 17 2 9 8 17 0	▲ 51 ▲ 31 ▲ 13 4 10 12 22 2	55 38 11 0 0	4 7 A 2 4 10 12 22
石 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	切舎舎手四岡岡手手島手和栄池宮東衙馬 条東西北東 南東 東	111 99 59 38 31 60 82 41 42 57 115 178 93	104 92 55 36 29 58 77 38 40 54 108	98 86 51 34 28 54 72 36 36 50	47 55 38 38 38 66 94 38 38 76	▲ 44 ▲ 21 0 7 6 12 ▲ 3	▲ 37 ▲ 17 2 9 8 17	▲ 51 ▲ 31 ▲ 13 4 10 12 22 2	55 38 11 0 0	4 7 A 2 4 10 12 22
孔舍衙 孔 和 九 根 上 枚 枚 根 上 枚 枚 根 北 組 地 品 成 所 小 店 本 面 本 本 本 面 本 本 本 面 本 本 本 面 本 本 本 面 本 本 本 ま	舎舎手四岡岡手手島手和栄池宮 南東 東西北東 南東 東	59 38 31 60 82 41 42 57 115 178 93	92 55 36 29 58 77 38 40 54 108	51 34 28 54 72 36 36 50	38 38 38 66 94 38 38	▲ 21 0 7 6 12 ▲ 3	▲ 17 2 9 8 17	▲ 31 ▲ 13 4 10 12 22 2	38 11 0 0 0	4 10 12 22
九 組 枚 枚 枚 枚 根 地 縄 池 縄 成 所 減 店 水 <	舎手四岡岡手手島手和栄池宮 東東西北東 南東東 東東東	59 38 31 60 82 41 42 57 115 178 93	55 36 29 58 77 38 40 54 108	51 34 28 54 72 36 36 50	38 38 38 66 94 38 38	▲ 21 0 7 6 12 ▲ 3	▲ 17 2 9 8 17	13 4 10 12 22 2	11 0 0 0 0	4 10 12 22
縄 枚 枚 枚 根 大 枚 機 池 縄 池 縄 水 池 縄 成 弥 鴻 店 加	手四岡岡手手島手和栄池宮	31 60 82 41 42 57 115 178 93	29 58 77 38 40 54 108	28 54 72 36 36 50	38 66 94 38 38 76	7 6 12 • 3	9 8 17 0	10 12 22 2	0 0	10 12 22
大 枚 枚 機 組 池島 池島 混 店津 下	岡岡手手島手和栄池宮	31 60 82 41 42 57 115 178 93	58 77 38 40 54 108	54 72 36 36 50 101	66 94 38 38 76	12 A 3	8 17 0	12 22 2	0	12 22
枚岡 枚I 根手北 縄 池島 池 縄手南 縄 盾津 弥 高津 ホ 原津 北 加 加	岡岡手手島手和栄池宮	82 41 42 57 115 178 93	77 38 40 54 108	72 36 36 50 101	94 38 38 76	12 A 3	17 0	22 2	0	22
(A) (A)	手北 手東 島南 和 栄 東	41 42 57 115 178 93	38 40 54 108 166	36 36 50 101	38 38 76	▲ 3	0	2	-	
細 組 池島 池 縄手南 縄 成 京 店津 弥 店津東 北 加	手東 島 南 和 栄 池東 宮	42 57 115 178 93	40 54 108 166	36 50 101	38 76				0	n
施 池島 池。 縄手南 縄 成 盾津 弥 鴻。 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下	島 手南 和 栄 池東 宮	57 115 178 93	54 108 166	50 101	76	A 4	A 0	^		2
縄手南 縄 成 水 高 水 高 水 本 水 加 水	手南 和 栄 池東 宮	115 178 93	108 166	101			▲ 2	2	0	2
成 盾津 弥 鴻 脂津東 北 加	和 栄 池東 宮	178 93	166		0.0	19	22	26	0	26
盾津 弥: 鴻: 盾津東 北: 加:	栄 池東 宮	93		1	86	▲ 29	▲ 22	▲ 15	24	9
鴻 盾津東 北 加	池東 宮			155	120	▲ 58	▲ 46	▲ 35	38	3
盾津東 北江加州	宮	Ω7	87	82	64	▲ 29	▲ 23	▲ 18	16	▲ 2
加達 加達		01	82	76	38	▲ 49	▲ 44	▲ 38	38	0
加热	納	131	124	115	80	▲ 51	▲ 44	▲ 35	38	3
		117	110	103	80	▲ 37	▲ 30	▲ 23	38	15
	Ш	91	84	79	38	▲ 53	▲ 46	▲ 41	38	▲ 3
	·田西	124	116	108	76	▲ 48	4 0	▲ 32	38	6
サー 英田	田北	164	153	144	124	4 0	▲ 29	▲ 20	38	18
英田 英	田南	87	82	77	86	1	4	9	0	9
花		53	50	47	38	▲ 15	▲ 12	▲ 9	9	0
花園 玉		100	95	88	98	▲ 2	3	10	0	10
	園北	34	32	30	38	4	6	8	0	8
Τ:		65	61	57	50	▲ 15	▲ 11	A 7	38	31
岩江 岩流		116	108	102	76	4 0	▲ 32	▲ 26	38	12
抽		122	115	107	68	▲ 54	▲ 47	▲ 39	38	▲ 1
	根東	97	92	84	90	▲ 7	▲ 2	6	0	6
長栄		50	46	44	38	▲ 12	▲ 8	A 6	26	20
	井田東	90	84	78	38	▲ 52	▲ 46	4 0	53	13
		115	107	101	76	▲ 39	▲ 31	▲ 25	38	13
新喜多 藤		79	75	70	38	▲ 41	▲ 37	▲ 32	38	6
俊徳 荒		51	47	42	39	▲ 12	▲ 8	▲ 3	38	35
意岐部 意	岐部	86	82	75	47	▲ 39	▲ 35	▲ 28	38	10
高井田 森	河内	103	97	91	53	▲ 50	▲ 44	▲ 38	38	0
高井田 高	井田西	45	43	40	38	▲ 7	▲ 5	▲ 2	11	9
小	阪	74	70	66	38	▲ 36	▲ 32	▲ 28	38	10
小阪 八	戸の里	87	82	77	50	▲ 37	▲ 32	▲ 27	38	11
八	戸の里東	98	91	86	51	▲ 47	4 0	▲ 35	38	3
金岡長河	瀬北	35	34	31	38	3	4	7	0	7
長海	瀬東	25	24	22	38	13	14	16	0	16
+ _w =	ノ瀬	47	44	42	39	▲ 8	▲ 5	▲ 3	0	▲ 3
	平寺	45	42	39	38	▲ 7	▲ 4	▲ 1	0	▲ 1
	屋西	46	43	40	40	A 6	▲ 3	0	38	38
	小阪	68	64	60	76	8	12	16	0	16
永	和	23	22	21	38	15	16	17	0	17
E:	瀬南	43	40	38	76	33	36	38	0	38
長瀬 大		44	42	40	76	32	34	36	0	36
2左:		47	45	41	45	A 2	0	4	0	4
	刀東	63	58	55	66	3	8	11	0	11
E:	瀬西	78	72	69	38	4 0	▲ 34	▲ 31	38	7
柏田柏田柏		67	62	59	38	▲ 29	▲ 24	▲ 21	29	8
合計	i	4, 014	3, 768	3, 524	2, 987	▲ 1,027	▲ 781	▲ 537	1, 070	533

- (ア) 需要量・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
- (イ) 供給量・・平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量
- (ウ) 必要見込み量・・(イ) (ア) により算出される量。▲は不足を表している。
- (エ) 確保方策・・施設の整備等により新たに提供される量
- (オ) 差し引き・・(ウ) + (エ) により算出される量

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 〇指導員については若い人も必要である。回覧で人材を募集するだけでなく、学童 保育士のような資格者を募集するなど、色々工夫してほしい。
- ○障害児についても、指導員の配置基準が必要ではないか。
- ○社会の変化に対応するということで、たとえば日曜日に育成クラブを半日だけ開 設するといった対応を考えてほしい。
- ○土曜日は一律に早く仕事が終わらないので、午後5時ではなく、もう少し柔軟な 対応をお願いしたい、
- ○経理や会計管理については、市としてチェックするシステムを整備すべき。
- 〇親の立場からは、質の高いクラブを利用したいという思いがあるので、クラブの 特色によって利用者が選択できればよいのでは。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)【市域全体】

① 事業概要等

子育て短期支援事業(ショートステイ)

- ●平成 26 年度現在
- ≪対象≫保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難 となった場合
- ≪事業内容≫児童養護施設などにおいて児童を預かるもの
- ≪実施場所≫ 児童養護施設(6施設)

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市ではこれまで子育て短期支援事業(ショートステイ)の受け入れ体制の充実に努めてきました。しかしながら、平成31年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生すると推測できることから、関係事業者に働きかけを行うなどして受入枠の確保等により事業の拡充を図ります。

確保方策である300人日分の増加だけでは各年度の必要見込み量を直ちに充足できませんが、 今後は受け入れ枠を拡充した上で、計画期間の中間年である平成29年度までに保護者の利用 動向を注視し、さらなる受け入れ枠の確保の必要性を精査します。

表 必要見込み量 と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1, 644	1,604	1, 579	1, 555	1, 531
現在の供給量	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200
必要見込み量	▲ 444	▲ 404	▲379	▲ 355	▲331
確保方策 (人日)	300	300	300	300	300

[※] 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】

① 事業概要等

地域子育て支援拠点事業

- ●平成 26 年度現在
- 【子育て支援センター(旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根)】
 - ≪対象≫就学前児童と保護者
 - ≪事業内容≫公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相 談等の基本事業を実施
 - ≪実施場所≫5施設で実施
- 【つどいの広場】
 - ≪対象≫就学前児童と保護者
 - ≪事業内容≫主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置
 - ≪実施場所≫16か所で実施

② 施策展開の方向性(確保方策)

平成 26 年度現在、本市には子育て支援センターが 5 箇所あり、センターの設置されていない地域はA地域とF地域などとなっています。また地域子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、平成 26 年度現在で 16 箇所を展開しています。

地域子育て支援拠点事業の平成 31 年度までの状況をみると、市域全体では現在の供給量が 需要量を上回っていますが、リージョン別の詳細をみると需要量が現在の供給量を上回ってい る地域があり、リージョン別の拠点の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえて、今後は子育て支援センターの設置されていない地域では既存の 社会資源の有効活用を図ることなどによって、地域の子育て支援の拠点機能の拡充を図ります。 また、幼稚園や保育所(園)において既に取り組んでいる園庭開放等や、地域の自発的な子育 てサークルなども視野に入れながら、市域全体での供給を展望していきます。

表 必要見込み量と確保方策

(単位:人回、箇所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量(人回)		77, 233	75, 268	74, 412	73, 548	72,660
現在の供給量(ん	人回)	84, 767	84, 767	84, 767	84, 767	84, 767
必要見込み量 (人回)	リージョン別の 不足分の合計	▲ 6, 213	▲ 5, 587	▲ 5, 306	▲ 5, 032	▲ 4, 745
確保方策	実施箇所数	1	2	3	3	4
	人回	2, 239	11, 356	13, 595	13, 595	22, 712

^{*} 必要見込み量は子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値です。市域 全体の供給量から需要量を差し引いた数値ではありません。

[※] 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 必要見込み量

		I	平成	27年度		平成28年度					平成	29年度	平成29年度			
中学校[区	需要	要量	現在の	必要	需要	要量	現在の	必要	需要	更量	現在の	必要			
石切	_	3, 896	6. 433	供給量	見込み量	3, 798	6 067	供給量	見込み量	3, 754	6 104	供給量	見込み量			
孔舎衙	Α	2, 537	0, 433	4, 813	▲ 1,620	2, 469	6, 267	4, 813	▲ 1, 454	2, 440	6, 194	4, 813	▲ 1, 381			
縄手 枚岡		1, 536 3, 478				1, 501 3, 394				1, 486 3, 354						
縄手北	В	2, 132	13, 529	21, 916	8, 387	2, 084	13, 195	21, 916	8, 721	2, 060	13, 043	21, 916	8, 873			
池島		1, 179				1, 147				1, 134						
縄手南 盾津		5, 204 8, 051				5, 070 7, 854				5, 010 7, 763						
盾津東	С	4, 895	12, 946	13, 258	312	4, 768	12, 622	13, 258	636	4, 713	12, 475	13, 258	783			
玉川		4, 543				4, 429 4, 377				4, 377						
英田 花園	D	4, 490 2, 434	14, 150	15, 630	1, 480	2, 373	13, 794	15, 630	1, 836	4, 326 2, 345	13, 633	15, 630	1, 997			
若江		2, 683				2, 615				2, 585						
楠根	E		3, 025	10, 330	7, 305	2, 954 3, 580	2, 954	10, 330	7, 376	2, 920	2, 920	10, 330	7, 410			
長栄 新喜多		3, 672 2, 941				2, 867				3, 538 2, 834						
俊徳	F	1, 256	18, 277	13, 684	▲ 4. 593	1, 224	17, 817	13. 684	▲ 4, 133	1, 210	17, 609	13. 684	▲ 3, 925			
意岐部		4, 102	10, 277	10, 001	1, 000	3, 998 3, 404	17, 017	10, 001	– 1, 100	3, 952	17, 000	10, 001	– 0, 020			
高井田 小阪		3, 492 2, 815				2, 744				3, 364 2, 712						
金岡		1, 012				983				972						
太平寺		1, 727				1, 684				1, 664						
上小阪 長瀬	G	2, 858 1, 489	8, 873	14, 253	5, 380	2, 785 1, 449	8, 638	14, 253	5, 615	2, 753 1, 432	8, 537	14, 253	5, 716			
弥刀		1, 310				1, 272				1, 258						
柏田		476	77.000		10.050	464	75 000	00.004	10 503	459	74.440	00.004	10 170			
合計		77, 232	77, 232	93, 884	16, 652	75, 288	75, 288	93, 884	18, 597	74, 412	74, 412	93, 884	19, 472			
	ン		,		▲ 6 213			,					▲ 5 306			
リージョ				30年度	▲ 6, 213		平成	31年度	▲ 5,587				▲ 5,306			
		合計		30年度 現在の 供給量	必要	需要	平成		▲ 5,587 必要				▲ 5,306			
リージョ 中学校I 石切		合計 需 3,710	平成要量	現在の		3, 665		31年度 現在の	▲ 5,587				▲ 5, 306			
リージョ 中学校I 石切 孔舎衙	区	合計 需 3,710 2,412	平成	現在の 供給量	必要 見込み量	3, 665 2, 383	更量	31年度 現在の 供給量	▲ 5,587 必要 見込み量				▲ 5, 306			
リージョ 中学校I 石切	区	合計 需 3,710	平成要量	現在の 供給量	必要 見込み量	3, 665	更量	31年度 現在の 供給量	▲ 5,587 必要 見込み量				5, 306			
リージ校 石孔舎 和 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大 大 大 大	区	合計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036	平成要量	現在の 供給量	必要 見込み量	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011	更量	31年度 現在の 供給量	▲ 5,587 必要 見込み量				▲ 5, 306			
リ中石孔縄枚縄池一学衙石北本本本	X A	合計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120	平成 要量 · 6,123	現在の 供給量 4,813	必要 見込み量 ▲ 1,310	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107	要量 6, 048	31年度 現在の 供給量 4,813	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235				5, 306			
リージ校 石孔舎 和 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大縄 大 大 大 大	A B	合計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036	平成要量 6, 123 12, 889	現在の 供給量 4,813 21,916	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011	要量 6,048 12,738	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235				5, 306			
リ 石孔縄枚縄池縄盾盾 ウ 切舎手岡手島手津津 ジ 校	X A	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658	平成 要量 · 6,123	現在の 供給量 4,813	必要 見込み量 ▲ 1,310	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601	要量 6, 048	31年度 現在の 供給量 4,813	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235				5, 306			
リ 右孔縄枚縄池縄盾盾玉 ジャ 衙 北南東 す校	A B	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327	平成要量 6,123 12,889 12,331	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274	度量 6, 048 12, 738 12, 181	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178				5, 306			
リ 中 切舎手岡手島手津津川田園ジ 校 衙 北 南 東	A B	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318	平成要量 6, 123 12, 889	現在の 供給量 4,813 21,916	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290	要量 6,048 12,738	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235				5, 306			
リ 中 切発手岡手島手津津川田園江ジ 学 衙 北 南 東	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524	度量 6,048 12,738 12,181 13,312	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318				5, 306			
リ 中 石孔縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠ジ 学 衙 北 南 東 田園江根ジ 校	A B	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851	度量 6,048 12,738 12,181 13,312	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178				5, 306			
リ 中 石孔縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠長新ジ 学 衙 北 南 東 国江根栄喜ジ 校	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767	度量 6,048 12,738 12,181 13,312	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318				5, 306			
リ 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳ジ 校 衙 北 南 東 ターフロー ターフロー・ファイン 第一次	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182	度量 6,048 12,738 12,181 13,312	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318				5, 306			
リ 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐ジ 学 衙 北 南 東 ターマーター おります おります おります おります おります おります おります おります	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906	平成要量 6,123 12,889 12,331 13,475 2,886	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479				5, 306			
リ 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐井阪ジ 学 衙 北 南 東 ター・ 多 部田ジ 校 一 の まま 中 東 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906 3,325 2,681	平成要量 6,123 12,889 12,331 13,475 2,886	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858 3, 285 2, 648	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479				5, 306			
リ イス縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠長新俊意高小金一 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐井阪岡ジ 学 衙 北 南 東 タ 部田 シ 校 一	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906 3,325 2,681 960	平成要量 6,123 12,889 12,331 13,475 2,886	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858 3, 285 2, 648 949	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479				5, 306			
リ 石孔縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠長新俊意高小金太一 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐井阪岡平ジ 学 衙 北 南 東 多 部田 寺ョ 校	A B C D F	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906 3,906 3,906 1,645	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331 13, 475 2, 886 17, 406	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330 13,684	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444 ▲ 3,722	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858 3, 285 2, 648 949 1, 625	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851 17,194	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479 ▲ 3,510				5, 306			
リ 一 石孔縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠長新俊意高小金太上長一 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐井阪岡平小瀬ジ 学 衙 北 南 東 多 部田 寺阪 す 校 一 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A B C	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906 3,325 2,681 960 1,645 2,721 1,416	平成要量 6,123 12,889 12,331 13,475 2,886	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858 3, 285 2, 648 949 1, 625 2, 688 1, 398	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479				5, 306			
リ 一 石孔縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠長新俊意高小金太上長弥一 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐井阪岡平小瀬刀ジ 学 衙 北 南 東 多 部田 寺阪 ジ 校 一	A B C D F	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906 3,325 2,681 960 1,645 2,721 1,416 1,243	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331 13, 475 2, 886 17, 406	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330 13,684	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444 ▲ 3,722	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858 3, 285 2, 648 949 1, 625 2, 688 1, 398 1, 228	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851 17,194	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479 ▲ 3,510				5, 306			
リ 一 石孔縄枚縄池縄盾盾玉英花若楠長新俊意高小金太上長一 中 切舎手岡手島手津津川田園江根栄喜徳岐井阪岡平小瀬ジ 学 衙 北 南 東 多 部田 寺阪 す 校 一 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A B C D F	高計 3,710 2,412 1,465 3,315 2,036 1,120 4,952 7,673 4,658 4,327 4,276 2,318 2,555 2,886 3,497 2,801 1,196 3,906 3,325 2,681 960 1,645 2,721 1,416	平成要量 6, 123 12, 889 12, 331 13, 475 2, 886 17, 406	現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330 13,684	必要 見込み量 ▲ 1,310 9,027 927 2,155 7,444 ▲ 3,722	3, 665 2, 383 1, 453 3, 275 2, 011 1, 107 4, 892 7, 580 4, 601 4, 274 4, 224 2, 290 2, 524 2, 851 3, 455 2, 767 1, 182 3, 858 3, 285 2, 648 949 1, 625 2, 688 1, 398	度量 6,048 12,738 12,181 13,312 2,851 17,194	31年度 現在の 供給量 4,813 21,916 13,258 15,630 10,330	▲ 5,587 必要 見込み量 ▲ 1,235 9,178 1,077 2,318 7,479 ▲ 3,510				5, 306			

表 リージョン別 必要見込み量と確保方策

(単位:人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
∧ +uh +=#	必要見込み量	▲ 1,620	▲ 1, 454	▲ 1, 381	▲ 1, 310	▲ 1, 235
A地域	確保方策	2, 239	2, 239	2, 239	2, 239	11, 356
D +#+=#	必要見込み量	1				_
D地域	確保方策			2, 239	2, 239	2, 239
_ +n += t	必要見込み量	▲ 4, 593	▲ 4, 133	▲ 3, 925	▲ 3, 722	▲ 3, 510
F地域	確保方策		9, 117	9, 117	9, 117	9, 117

[※] 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 地域子育て支援拠点事業の現状と今後の展開

(単位:箇所)

	現	状		ኒ 27		ኒ 28		ኒ 29		ኔ 30	平瓦	
	70	26.17		年度		年度		年度		年度		度
	センター 支援	広場いの	センター 子育て支援	広場いの	センター 子育て支援	広場いの	センター 子育て支援	広場いの	センター 子育て支援	広場いの	センター 支援	広場いの
A地域	0	2	0	3	0	3	0	3	0	3	1	3
B地域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
C地域	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
D地域	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
E地域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
F地域	0	5	0	5	1	5	1	5	1	5	1	5
G地域	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3

[※] 平成27年度以降の展開は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(5) 一時預かり事業【市域全体】

従来は預かり保育と一時預かりとは全く別の事業体系となっていましたが、新制度ではこの2つを合わせた総称が一時預かり事業となり、その中に幼稚園型と一般型(本市ではさらに就労型とリフレッシュ型に分ける。)として新たに位置づけられます。幼稚園型とは幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一方、一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている場合を対象としています。

表 本市の一時預かり事業の概要

	ᄼᄼ	— 舟	<u></u>
	幼稚園型	就労型	リフレッシュ型
対象	●幼稚園・認定こども園の 在園児●親の就労形態として共 働きや専業主婦(夫)を 想定(イラストが入ります)	●在宅で保育を行っている就学前児童 ●親の就労形態としては 共働きで不定期な就労 を希望する場合を想定 (イラストが入ります)	●在宅で保育を行っている未就園児●買い物、通院、リフレッシュ等を目的(イラストが入ります)

① 幼稚園型(幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり)

〇 事業概要等

幼稚園型

平成 26 年度現在:教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の

要請に応じて,当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施。

新制度:幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」

の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

≪実施場所≫各幼稚園・認定こども園

〇 施策展開の方向性(確保方策)

幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)については、 全体として、平成31年度までの5年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	52, 508	51, 255	50, 308	49, 361	48, 404
現在の供給量	52, 508	51, 255	50, 308	49, 361	48, 404
必要見込み量	0	0	0	0	0

^{*} 在園児対象の供給量は需要量と同じで計上するため必要見込み量には影響しません。

② 一般型(就労型・リフレッシュ型)

従来の一時預かり事業では実際の利用者数は近年減少傾向にありますが、需要量としては現在の供給量を上回る推計結果となっています。アンケート結果等から需要量と実績の乖離を分析すると利用のしにくさが見受けられます。

一時預かりの利用しにくさとしては、利用目的が就労・リフレッシュ・通院など多岐にわたるものの対応する事業形態がないことや、当事者の事前の申し込みの手間や、緊急時の体制確保の難しさ等が課題となっています。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が認められます。

このような状況を踏まえて、主に利用ニーズの高い就労目的・リフレッシュや通院目的の2 種類に対応する事業形態を就労型とリフレッシュ型として創設し、目的に応じた利用促進を図ります。

また、利用手続きにおいても簡素化を図ります。

・利用時の手続きの簡素化について

初回に利用する際の事前登録は質の担保や体制確保の観点から子どもの状態を把握するために必要不可欠と考えます。しかしながら2回目以降は直接来所する方法だけでなく、電話・メール・ファックス等による手続きの簡素化によって利用を促進します。

緊急時の対応について

保育士を適切に配置できるように体制を整える必要があることから、利用日の一定期間 前に申込む、従前からの方法を継続していきます。ただし、2回目以降の利用については 手続きの簡素化によって対応を図ることとします。

・利用に関する情報提供の充実

事前登録の方法や利用申込書の様式、当日の持参物等の利用手続きに必要な情報についてこれまで以上に詳細な内容を市ウェブサイトや市政だより等によって発信していきます。

・必要見込み量の確保について

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等での実施について検討 します。必要見込み量を確保できるように公共施設の空きスペース等の活用等に努めます。

表 一般型の必要見込み量と確保方策

(単位:人日、人)

			平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
			年度	年度	年度	年度	年度
需要量	2号認定による定期的 な利用(人日)		211, 719	206, 668	202, 850	199, 031	195, 172
	上記以外(預か 2号認定による な利用以外)(人	定期的	72, 695	70, 882	69, 968	69, 073	68, 156
現在の ⁽ (人日)	供給量(上記以外 <i>0</i>))み)	18, 718	18, 718	18, 718	18, 718	18, 718
必要見:	込み量	人日	▲ 53, 977	▲ 52, 164	▲ 51, 520	▲ 50, 355	▲ 49, 438
		人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保 方策	一時預かり事業(ã 象型を除く)(人E		14, 544	27, 216	39, 168	49, 680	59, 760
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業 を除く)		0	0	0	0	0
	子育て短期支援事 イライトステイ)	業(トワ	0	0	0	0	0

^{* 2}号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 一般型の確保方策の内訳

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て支援センター		1, 440	1, 440	1, 440	2,880
公立幼稚園	4, 320	4, 320	4, 320	4, 320	4, 320
認定こども園	2, 880	7, 200	7, 200	7, 200	7, 200
民間保育園	4, 320	8,640	14, 400	20, 160	25, 920
公立認定こども園			2,880	4, 320	5, 760
リフレッシュ型	2, 304	4, 176	6, 048	7, 920	7, 920
民間幼稚園	720	1, 440	2,880	4, 320	5, 760
合計	14, 544	27, 216	39, 168	49, 680	59, 760

[※] 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

2-1 就労型

〇 事業概要等

就労型

新制度:主に就労しているが保育所に入所できない場合や不定期の就労に対応。実施主体や施設基準は従来の一時預かり事業と同様に既存の保育所や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行います。

≪実施場所≫各保育所(園)・認定こども園

②-2 リフレッシュ型(新規)

〇 事業概要等

リフレッシュ型

新制度:主に在宅で子育てされている方でリフレッシュや通院など一時的な預かりに対応。実施基準は従来の一時預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っていきます。

・職員の確保について

保育の適切な実施体制を確保するために、保育士による対応とともに子育て支援員(仮称)^⑤の導入よる体制を検討していきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○一時預かりを在宅の子育てしている親子がもっと気軽に預けられるようにすべき。(1週間に1·2回程度、短時間預けられるシステム)
- ○在宅の保護者が日ごろ通っている「つどいの広場」等であれば安心して預けられるのでは。一時預かりを体験してみたい。
- 〇保育園における一時預かりの実態としては、利用料金が高いことにより利用を諦める方が多いので、もう少し利用しやすい価格にした方が良いのではないか。
- 〇子育て支援員について、キャリアアップにつなげる人も出てくるのではないか。 結果として、保育士不足の解消にもつながるのではないか。たとえば支援員と専 門職が協働する仕組みをつくるなど、どのように配置するかというアセスメント をしっかりと考える必要がある。
- ○実施場所の拡大は有効だと考えるが、事業実施主体の特性ややり方を尊重すべき (例:幼稚園での○歳児預かりやつどいの広場での預かりにおける体制)。
- 〇施設を作るのではなく、出かける先で託児コーナーなどを造ればよいのでは。地域におけるつながりの維持にも役立つのでは。

⑤ 「子育て支援員(仮称)」制度とは、子ども・子育て支援新制度(平成27年度より施行予定)において、幼稚園・保育園だけでなく地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手となっていただけるよう、必要な研修を提供し人材を養成することを目的としたものです。省令等において各種事業に配置されることとなっている職員に対して研修を提供し、当該職員の質の向上を目的としたものです。

(6) 病児保育事業【市域全体】

① 事業概要等

病児保育事業

≪対象≫児童が発熱等の急な病気となった場合

≪事業内容≫保育所・認定こども園・病院・診療所等において一時的に保育を行います。

② 施策展開の方向性(確保方策)

平成 31 年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生しています。そもそも量が不足しているという視点以外でアンケート結果等から必要見込み量の発生要因を分析すると、事前予約の手間の煩雑さや通常の保育環境と異なる場所で実施されている場合の子育て家庭の不安感や、料金の問題などによって利用を控えている場合などが見受けられます。

今後は、量の不足を解消し受け入れ枠を拡充していくために、既存の実施施設での拡充だけではなく、幅広い事業者に働きかけて実施体制の確保に努めます。

実施場所・申込方法・事前準備等については市ウェブサイトに掲載していますが、より身近な情報を必要とされている方へ的確に届く仕組みを検討します。

また安全に保育を実施するためには事前の準備が必要であると考えていますが、2回目以降 の利用については保護者の負担が軽減できるような仕組みを検討します。

表 必要見込み量と確保方策

(単位:人目、人)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量(人日)		25, 232	24, 614	24, 239	23, 868	23, 490	
現在の供給量(人日)		4, 320	4, 320	4, 320	4, 320	4, 320	
必要見込	必要見込み量 人日		▲ 14, 629	▲ 14, 165	▲ 13, 883	▲ 13, 604	▲ 13, 320
		人*	▲ 60	▲ 59	▲ 57	▲ 57	▲ 56
確保	病児保育事業(,	人日)	960	3, 360	3, 360	3, 360	3, 360
方策	子育て援助活動支援事 業(病児・緊急対応強化 事業)(人日)		0	0	0	0	0

^{* 1}人当たり週5日程度の利用を想定しています。

[※] 確保方策では必要込み量を充足できてはいませんが、現状を踏まえて今後の保護者の利用実態を 見ながら平成29年度に改めて見直しを行います。

[※] 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (就学児) 【市 域全体】

① 事業概要等

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児)

≪事業内容≫主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方(援助会員)へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市では依頼会員数は概ね増加傾向にあるものの援助会員数は減少しています。このままでは需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生し続けることとなります。また需要量に表れているように潜在的なニーズがありながら実績として依頼会員数が急激には増えていない状況について、アンケート結果等からは安全性への不安や地域間の援助会員数の偏り、利用方法の認知の課題などが見受けられます。

このような状況を受けて、今後は、援助を必要とする人が市内のどの地域でも援助者を見つけられるよう、会員数の増加を目指します。具体的には援助会員数の確保を図るために、募集方法や研修体制、募集の周知方法等について充実を図ります。また、子育て家庭にとってより身近な地域で依頼・援助活動が行えるように、双方のニーズを丁寧に繋ぐ仕組みづくりに努めます。また体制の確保といった視点からは子育て支援員(仮称)の導入を検討します。

表 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児)の現状

(単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	295	291	301	323
援助会員	182	175	158	148
両方会員	61	59	57	62

表 必要見込み量と確保方策

		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
		年度	年度	年度	年度	年度
需要量	低学年	8, 273	8, 013	7, 757	7, 501	7, 244
	高学年	4, 574	4, 440	4, 308	4, 175	4, 042
現在の供給量		14, 208	14, 208	14, 208	14, 208	14, 208
必要見込み量		1, 361	1, 755	2, 143	2, 532	2, 922

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 〇ファミリー・サポート・センター事業について、実際に会員をやっているが依頼 が少ないと感じた。また、援助会員の募集にあたって、年配の方・子育てを一段 落された方、団塊世代などに声をかける方がいいのではないか。
- 〇子育て中のお母さんたちをサポートする仕事が在宅でできたらよいのでは。保育 士の免許がなくても子育てをサポートできる仕事があれば良い。

(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】

① 事業概要等

乳幼児家庭全戸訪問事業

平成26年度現在:【こんにちは赤ちゃん事業】

≪対象≫生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

≪事業内容≫各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

② 施策展開の方向性(確保方策)

乳幼児家庭全戸訪問事業は生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として各家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や置かれている養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスへつなげるものです。現状では生後1か月目から2か月目にかけて早期からの訪問を開始し、なかなか連絡がとれない家庭に対しても、何らかの形で4か月児健診までの間に把握ができるように努め、状況の確認ができてきました。

今後の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持しながら、より一層の情報提供や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の養育環境等の全数把握に努めます。

表 必要見込み量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200
供給量	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200
必要見込み量	0	0	0	0	0

(9)養育支援訪問事業【市域全体】

① 事業概要等

養育支援訪問事業

≪対象≫養育支援が特に必要な家庭

≪事業内容≫家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談 支援、育児・家事援助など)を行います。

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市では様々な要因で育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業を実施しています。

養育支援訪問事業の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると 推測できることから現状の支援体制を維持し、より一層、養育環境等の把握に努めるとともに、 他のサービスと連携しながらきめ細やかな支援を展開していきます。

表 必要見込み量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
必要見込み量	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健診【市域全体】

① 事業概要等

妊婦健診

≪対象≫妊婦

≪事業内容≫市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。妊婦の健康管理の 充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受 けられるよう、公費負担を実施します。

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市では、保健センター等を中心として妊娠前から出産前後までの一貫した支援に努めてきました。また妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診等の公費負担を実施しています。

妊婦健診の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の供給水準を維持し、受診率の向上に向けた啓発活動等を実施していきます。

表 必要見込み量

	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
	年度	年度	年度	年度	年度
需要量	45, 000	45, 000	45,000	45,000	45, 000
供給量	45, 000	45, 000	45,000	45,000	45,000
必要見込み量	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業【市域全体】

① 事業概要等

利用者支援事業

≪事業内容≫子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市では市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育で情報のパンフレット、子育てマップなどの媒体での展開や、幼稚園や保育所(園)、子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などで、子育て家庭の必要とする情報を提供してきました。数ある情報をいかに市民の希望に添って提供していくか、が今後の課題となっています。

また、子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であるとの考えから、各種サービスに関する相談・助言等や関係機関との連絡調整等を担保するものとして利用者支援事業が創設されています。

本市ではこのような状況を踏まえて教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報集約を行うとともに、利用者支援事業によって各福祉事務所に専門の支援員(子育てサポーター)を配置し、相談支援を充実します。また、市民の見守り機能として子育て応援団事業を創設し、利用者支援事業や各種相談の機関との連絡調整等に努めることで、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげる体制を強化します。

表 必要見込み量と確保方策

(単位:拠点数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	5	7	7	7
供給量	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲ 2	4	4	4
確保方策	0	2	4	4	4

※ 平成29年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

〇子育ての状況を見極める人材が必要だと思う。支援員募集の際には質を重視して 事業展開してほしい。

図 利用者支援事業等の展開



幼稚園、保育所(園) 幼保連携型認定こども園 小規模保育等 ニーズに応じた一時預かり 子育て支援センター・つどいの広場 病児・病後児保育 放課後児童クラブ(留守家庭児童育 成クラブ)等

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市域全体】

① 事業概要等

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文 具等、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等に 対して助成する事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市では各種の利用者負担の軽減措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、今後、新たな制度を運用する中で適切に検討することとします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市域全体】

① 事業概要等

多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

② 施策展開の方向性(確保方策)

本市では就学前児童の学校教育・保育や地域子ども子育て支援事業に関する事業者の連携によって各種の子育て支援サービスの充実を目指します。このことから、今後の事業者の参入動向を踏まえながら、参画を促す事業のあり方を適切に検討することとします。

(14) 夜間保育事業【市域全体】

① 事業概要等

夜間保育事業

平成 26 年度現在: 夜間においておおよそ午後 10 時までの間に保育を行うこと

新制度:公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。

≪実施場所≫保育所(園)

② 施策展開の方向性(確保方策)

アンケート調査の結果から、夜間保育事業をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業 (11 時間の開所時間を超えて保育を実施) に加えて、その時間以上の夜間の時間帯のニーズが認められます。

本市の夜間保育事業は平成 26 年度現在で市内 1 箇所において開設されています。しかしながら実際の申込みはなく、通常保育の待機児童の解消として、その受け入れ枠を活用しています。事業の本格的な実施にあたっては受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。

夜間保育事業と類似する時間帯は地域子育て支援事業の延長保育事業の範囲でも対応しますが、延長保育事業の時間を超える部分については国から示される加算事業のあり方の動向を 注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

(15) 早朝の時間帯における保育【市域全体】

① 事業概要等

早朝の時間帯における保育

平成 26 年度現在: 各保育所にて 11 時間の開所を実施している(おおむね、7 時・7 時 30

分より預かりを行っています。

新制度:公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。

≪実施場所≫保育所(園)

② 施策展開の方向性(確保方策)

アンケート調査の結果から、早朝の時間帯における保育をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業 (11 時間の開所時間を超えて保育を実施) に加えて、その時間以上の早朝の時間帯への対応が求められています。

早朝保育を実施するには受け入れ施設における体制の確保が必要です。また保育士の配置基準等があることから体制の調整や保育士の確保が課題となります。

今後は保護者のニーズの動向を注視しながら、事業者とともに事業の在り方を検討します。

(16) 休日保育事業【市域全体】

① 事業概要等

休日保育事業

平成 26 年度現在: 日曜日、国民の祝日等においても保育が必要な乳幼児において保育を実施 しています。

新制度:公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。 ≪実施場所≫各保育所(園)(※平成26年度現在、本市では事業実施は行っていません。)

② 施策展開の方向性(確保方策)

近年、社会情勢の変化や雇用環境の多様化によって、休日保育事業への対応が求められています。本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において休日保育事業の実施を目標にしていましたが、この5年間に事業者の参入はなく実施には至りませんでした。

このため、事業の実施にあたっては、事業所への働きかけによって受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。今後は国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 〇休日・祝日などの対応を考えていただけるのはありがたいのですが、さらに、年末・年始も含めて考えていただければと思う。
- ○我々の業界では土日、祝日は出勤して当たり前ということがある。雇用形態の多様化によって休日保育の必要性が高まっている。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に 関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進においては、市民のニーズを最優先に鑑みて、各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題も踏まえながら、教育・保育機能の充実といった視点から取り組んでいきます。特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 認定こども園について

① 子ども・子育て支援新制度における認定こども園について

子ども・子育て支援新制度の認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼稚園、保育所(園)においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、新制度による給付対象施設となるためには、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象施設の確認を行うことになります。

なかでも幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て関連3法による新制度の基で「学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設」となり、許可、指導監督、財政措置の一本化が図られ、これまでの認定こども園よりも導入しやすくなっています。このような制度改正の内容を踏まえ、また市民のニーズにも応える形で幼保連携型認定こども園の普及に取り組みます。

② 必要見込み量に対する確保方策について

0歳~2歳児の3号及び、2号の中で学校教育の利用希望が強い場合の必要見込み量に応える方策として、幼保連携型認定こども園の普及に取り組むこととします。具体的な数値は前述(●ページ参照)の通りです。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるように、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。

幼保連携型認定こども園への移行については、民間活力による幼保連携型認定こども園の供給を優先し、その上でなお供給量の不足が見込まれる場合には、公立による幼保連携型認定こども園の確保を検討します。

また、3歳~5歳児の内、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量に対しては、現在の幼稚園の定員の内、認定こども園へと移行する施設によって、その供給量の確保を目指します。

③ 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例における本市独自の視点

本市では平成 26 年度に東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めました。条例を定めるにあたっては、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐことや、幼稚園・保育所いずれかのみに適用がある事項は、学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐこと、認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を検討することなどに配慮しました。この基準では国が示した従うべき項目を基本としがならも、参酌すべき内容等については次のような市としての独自性を設けています。

●食事提供方法の特例

新設の認定こども園については国の原則通り自園調理としますが、既存施設からの移行についてはその移行を推進するために、満三歳以上の園児に対する食事の提供についてのみ経過措置を設けて、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことを可としています。

●満一歳以上満二歳未満の園児への職員配置の独自基準の設定

満一歳以上満二歳未満の園児への職員配置については国の基準である「おおむね6人につき 1人」という考え方を鑑み、本市では「おおむね5人につき1人」という基準としました。職 員配置については乳児期の安全確保の視点から、国基準よりも職員数を多く配置させることと します。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ○調理や食事を生活の一部として子どもに見せる、という観点を重視する必要がある。
- ○認定こども園に関連して幼稚園でも保育所でも、連続した保育ということが大切 ではないかと思う。

(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

~教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有~

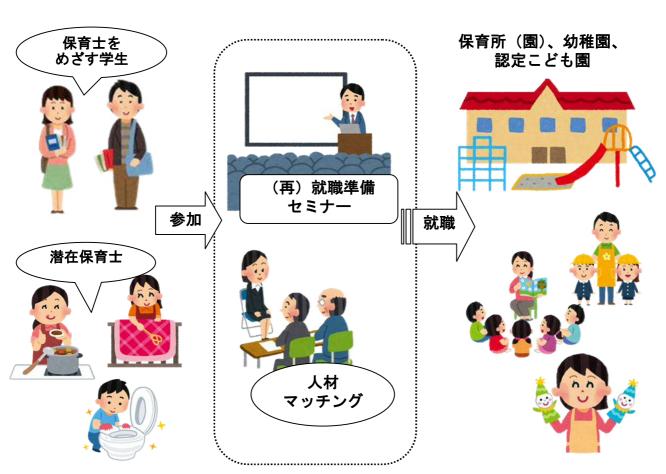
学校教育・保育の一体的な提供の推進にむけて、幼稚園、保育所(園)で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有などを図って、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

具体的には幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・ 授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなど を通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流を図ります。

また、各種サービスを具現化するための幼稚園、保育所(園)の資格保有者の発掘や人材の確保、公立・私立の保育士と幼稚園教諭との新たな交流の場の創出に向けて、「公私・幼保合同講演会・人材マッチング事業」等を実施します。

さらに、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業や子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、放課後児童健全育成事業の供給量の拡大に向けて、子育て支援員(仮称)の導入による体制の確保を検討していきます。

図 マンパワーの発掘 (潜在保育士マッチング事業)



(3) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校等の連携

学びのトライアル事業などを通して継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の 幼小中の連携を図ります。

また子育で支援センター・公立保育所による子育で支援地域連携会議等では地域内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、関係者の相互理解に努めます。

さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって 園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継 続性のある学校園教育活動を進めていきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

〇子育て支援を就学前で終わらせないシステムが必要(小学校に行くまでの子ども の状況を把握し小学校へ引き継ぐシステム)。

6. その他に重点を置く施策について(国の任意事項関連を含む)

ここからは第3章の「2.子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について」の中に示した問題に対して、教育・保育の個別の事業だけでは対応方策を描ききれない、網羅的な重要施策について、その内容をまとめて表記することとします。また国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で市町村計画の任意事項とされている視点についても併せて掲載しています。

(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所(つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等)の充実や地域子育で支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育で相談の実施などを通じて地域の子育で支援のネットワークを拡充してきましたが、社会情勢の変化の中で、子育で家庭の孤立化・負担感が高まり、なかでも未就園児の家庭など在宅で子育でをしている場合には少子化・核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が顕著に見受けられます。このような在宅で子育でをしている家庭の子育で不安の解消を含めて、親の子育で力を支えるために、子育で家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。方法としてはこれまでのように身近な場所に保護者が出向くような取組だけではなく、支援する側が働きかけるような子育で家庭に寄り添う支援を充実します。

① 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近で必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるような仕組みづくりを検討します。

相談に関しては随時、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所(園)、幼稚園等で子育て等に関する相談を受ける一方で、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげていく新たな機能としては、利用者支援事業と地域子育て応援団事業を創設します。利用者支援事業の支援員はアセスメントによって、対象となる子育て家庭に必要な支援や情報を調査し関係機関へと繋げる役割を担います。地域子育て応援団事業では子育て家庭の孤立を防ぐために、市内商店街、スーパー、コンビニ、大学等に協力会員になってもらい、地域全体で子育て家庭をサポートする仕組みを構築します。

② アウトリーチ (訪問)型の支援の充実

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取り組みとつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、保健センター保健師による家庭訪問事業など、出前型の相談サービスを充実します。

また公のサービスだけでなく地域で子育て家庭を見守る支援を充実します。前述の利用者支援事業と地域子育て応援団事業の創設などをはじめとして、育児に不安のある方に地域の中で寄り添う支援を強化します。企業や市民団体、行政などまちの中で子育てを応援する人たちを増やし、子育て支援を必要とする人が孤立することなく安心して生活できるように、市民による声かけや見守り活動、交流などを通じた地域による子育て支援を促進します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

東大阪市要保護児童対策地域協議会などを活用し子育てに困難を抱える家庭の早期発見や、子どもの虐待の発生を未然に防ぐとともに、集団支援や保育所(園)入所などによる早期対応に努めます。また虐待を防止、発見、対応していくためには保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、子どもを守るネットワークの充実に努めます。

① 発生予防、早期発見、早期支援等の充実

虐待の発生の予防では、母子健康手帳発行時点から、産後の育児支援を見据えて、妊娠期における不安や妊婦の健康相談を保健機関(保健センター)が担っています。出産後は「新生児家庭訪問指導事業」「こんにちは赤ちゃん事業」などから子育ての困難な家庭を早期に把握し、ティーンズママの会や、マザーサポート教室、ふたごの教室、子育て支援センター等の利用に繋げたり、特に個別での細やかな支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等など速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、乳幼児健康診査後の保健師によるフォローとしての家庭訪問事業や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対しては民生・児童委員による訪問事業「児童虐待発生予防システム構築事業」など、アウトリーチ型事業を充実させる事によって、早期に現状を把握し、子育てに困難を抱える家庭の見守りの視点からは虐待を受ける恐れのある児童などの保育所(園)への入所の充実や要保護児童等集団支援事業による経過観察等を実施します。

② 子どもを守るネットワークの充実

子どもを守るネットワーク機能の強化については、要保護児童対策地域協議会を中心として保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が日頃から緊密な連携を図るとともに、民生委員・児童委員の活用をはじめとする地域の協力を求めていきます。

児童虐待の発見から対応までを迅速かつ組織的に行うための体制づくりと、各相談担当職員の専門性の向上、被虐待児及びその保護者へのケアのための支援プログラムを実施します。

(3) 障害児施策等の充実

障害児支援において、日常生活での発達状況の気づき、あるいは障害が「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。本市では引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携の中で、早期発見・療育・生活支援の一貫した支援体制の充実を図ります。

とりわけ、療育の支援では、療育センターの機能の拡充を進めるとともに、配慮が必要な児童への対応について保育所(園)や幼稚園、子育て支援センターが培ってきたノウハウを地域で共有し活用する取り組みを検討します。

① 早期発見・対応の推進

障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関への相談、保育所(園)・学校等における気づきや把握に努めます。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めることとします。

また、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、親子通所によるすこやか教室や、こばと園などの児童発達支援事業、児童発達支援センターなどで早期療育を推進していきます。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開していきます。

早期療育の中心的な基盤としては、療育センターがあり、児者の一貫した支援も含めた機能再編を検討していきます。

② 地域における障害児の子育て支援の推進

保育所(園)では保育所体験特別事業による体験や、発達に支援が必要な児童の円滑な入所を図ります。また地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや福祉事務所等でも障害の「気になる」時点での早期対応を推進します。

特別な支援が必要な児童への対応については専門的な知識や配慮が求められることから、保育上の指導、助言を行う保育所巡回指導訓練業務や、保育所(園)への巡回相談事業による保護者に対するフォロー、保育担当者等、関係機関の職員を対象とした研修などを充実していきます。

さらに「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会」での活動などもふまえて、従来の 療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点から、保健・福祉・医療・教育の各機関が有する 情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実に努めます。

③ 特別支援教育の推進

障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進しながら、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。教育上必要な支援について本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が適切な連携と協力のもとで推進することが求められています。

④ 発達障害児の支援

府下でも比較的早く発達障害児の支援に取り組んできた本市としては、東大阪市自立支援協議会での動きなどを踏まえながら、発達支援に関するサービスの確保を引き続き検討していきます。発達障害者の相談支援については新拠点施設の基本構想にも組み込まれており、市域における相談体制の連携、システム化の構築について検討していきます。

⑤ 生活支援に関する障害福祉計画との連携

障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく東大阪市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業 の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産前・産後休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して様々な機関を通じて相談・情報提供するとともに、特に低年齢児への対応に配慮しながら計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の推進に努めます。

育児休業期間満了時(原則1歳到達時、3歳での適用も考慮)から特定教育・保育施設等の利用を希望する場合、いつでも受け入れる体制を強化するとともに、質の高い保育の提供を推進します。また子ども・子育て支援新制度のもとで入所者の新たな選考基準を確実に運用し、必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭等が増加傾向にあります。児童の養育にあたってひとり親家庭の保護者の多くが仕事と子育ての両方を担っており、そのために仕事、住居、子育ての面で精神的にも 肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。

本市ではひとり親家庭等の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」等の定めるところにより、就業の支援、子育てや生活面の支援、養育費確保の促進、経済的な支援、相談機能や情報提供の充実、母子寡婦福祉団体等との連携強化などを柱として総合的な自立支援を推進します。

(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環 境の整備に関する施策との連携に関する事項

次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。これは、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるために実施されたもので、2つのテーマ「職場ぐるみで子育てサポート!」「仕事と子育てを両立できる職場を目指そう!」が掲げられています。

そのため、仕事と家庭の両立が可能で、各々の生活に応じた多様な働き方ができる社会の実現が求められています。仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という。)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)において、労使を始め市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では育児休業・介護休業の取得促進や子育てがしやすい就労環境の改善について事業主などへの啓発を推進するとともに、男女共同参画の視点から多様な働き方に配慮した、仕事と 子育ての両立ための子育て支援を展開します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたって質の高い就学前児童の学校教育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な支援施策の実行を含め庁内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。具体的には東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置して庁内の連携を図り計画を推進しています。

また本計画に関連して、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るため東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームを設置しています。

(2)関係機関等との連携

就学前児童の質の高い学校教育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、喫緊の課題として計画的な基盤整備が必要です。そのためには行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等とも相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また本計画の推進にあたって地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所(園)、小規模保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるように支援に努めます。

2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていくことが重要です。本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度に点検・評価する必要があります。また本計画の上位計画である東大阪市次世代育成支援行動計画の進捗状況や施策の動向に合わせて本計画の指標や確保方策の見直しを図る必要があります。

東大阪市子ども・子育て会議では、各年度における子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)等について点検、評価します。そして、この結果を情報公開するとともに、結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。本計画には利用者の視点に立った指標(各事業の確保方策の量)を設定していますので、評価にあたっては、この指標を用いた個別事業の進捗状況(アウトプット)の点検を行います。加えてこれらの個別事業の進捗状況を基に、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価していきます。

具体的には、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会と東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームにおいて、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめます。その上で東大阪市子ども・子育て会議において、指標に基づいた進捗・達成状況と計画全体の成果の点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、次に重点的に取り組むべき事項の検討などを行います。あわせて、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会との意見交換も行います。

また、計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果などは、市ウェブサイトへの掲

載や、そのほか市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を進めます。

なお本計画で計画期間の中間年を目標に就学前児童の学校教育・保育の確保を図る観点から、 平成29年度には子ども・子育て会議等を活用して計画の見直しを行います。

3. 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や保育所(園)、幼稚園、学校などの各種の集い、各種健診などの機会を通じたPRを行います。

また、広報誌や市ウェブサイト、子育てメールマガジン、ケーブルテレビ等による情報発信を 行うとともに、民生・児童委員や自治会、地域教育協議会、校区福祉委員会、ボランティア、子 育てサークル、子ども会などの地域活動等と連携したきめ細かいPR活動に努めます。

資料1-2 幼保連携検討部会

公立の就学前教育・保育施設再編整備計画 (素案)

平成27年2月 東大阪市

目次

1	計画の策定にあたって	P. 1
2	「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」	P. 2∼P. 5
3	認定こども園等への再編整備	P. 6∼p. 10
4	地域の子ども・子育て支援の拠点として整備	P. 10

1 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の策定にあたって

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、人口減少・少子化にストップをかけ、「若者が自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てることができるような社会をつくること」(日本創成会議 人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」より)をめざす施策として展開されます。

新制度において戦略的に取り組む施策としては、①「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」、②「待機児童の解消」、③「在宅での子育て支援」があげられています。

本市においてはこれまで公立幼稚園や公立保育所において実践されてきた教育・保育の質を確保しながら、①「学校教育・保育の提供」と②「待機児童の解消」については、主に民間活力を中心に整備を図り、公立の就学前教育・保育施設は、子ども・子育て支援の拠点施設として地域における教育・保育のセーフティネットと③「在宅での子育て支援」施設としての機能の強化を図ります。

子ども・子育て支援新制度にかかる施策展開については、子ども・子育て支援事業計画で位置づけられ、また公立の幼稚園・保育所のあり方については子ども・子育て会議の幼保連携検討部会を中心に検討された意見として計画に反映されています。計画では、第3章「施策展開に向けて」において今後の公立の就学前教育・保育施設の方向性として、「リージョンごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図る」とし、また第4章「事業計画の具体的な取り組み」の教育・保育の確保方策の必要見込み量では「公立再編整備による需給調整数」を記載しております。

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と整合性を図りながら、現行の公立 幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂するため施設再編整備について策定する ものです。

2 「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」

(平成26年10月23日子ども子育て会議資料より)

1. 少子化対策3本の矢

- (1) 新制度のポイント
- ①すべての幼児期の子どもに学校教育・保育を提供
- ②待機児童解消に向けた施設整備
- ③在宅での子育て家庭への支援施策拡充
 - (2) 本市の少子化対策3本の矢

①幼保連携型認定こども園の整備などにより幼児期の子どもへの学 校教育・保育の保障

②民間幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、小規模保育事業の創設などで、待機児童の解消

※①、②は民間活力主導で行う

③公立の役割として学校教育・保育施設のセーフティネットとしての役割と車の両輪である在宅での子育て家庭への寄り添い型支援を展開

- 2. 新たなセーフティネットとして公立の施設
- ①民間の教育・保育施設の整備により待機 児童が解消されたとしても、支援を必要とす る家庭へのセーフティネットの役割
- ②必要なときに利用できる一時預かり、(夜間・休日保育、病児病後児保育も視野に)
- ③在宅での子育て家庭への育児・子育て相談、子育て情報発信や子育て家庭の交流

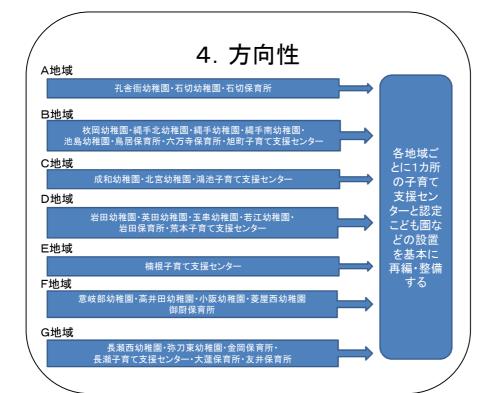
/ 3. 子どもにやさしいまちづくり ~公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点に~

平成27年4月新制度スタート時は公立幼稚園(19園)・公立保育所(11園) として新制度(施設型給付)に移行

在宅子育で支援として一時預かり保育などを拡充

子ども・子育て支援新事業計画で整備を進め、公立の施設は地域の子育て支援の拠点として、リージョン地域ごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図る。

整備に当たっては最大限既存の施設(教育施設等)を活用しながら進める

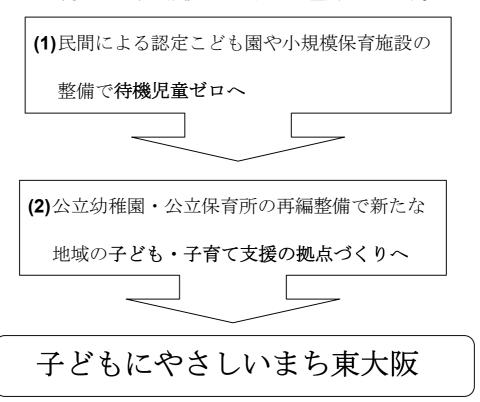


5. 整備にあたっての課題

- ・①公立の施設(認定こども園・子育て支援センター)の設置場所⇒既存の民間施設や地域性への配慮
- ・②現行の公立幼稚園(19園)と公立保育所(11園)を半数程度に収斂するが、具体の時期と 手法についての検討
- ・③最大限既存施設を活用するが、耐震化など、一定の整備にかかる財源が必要

3 認定こども園等への再編整備

子どもにやさしいまちづくりをめざし、公立の就学前教育・保育施設は 地域の子ども・子育て支援の拠点として新たな展開を推し進めていきます。 そのためにも公立の幼稚園と保育所の再編整備に当たっては、「イメー ジ」の「整備にあたっての課題」の整理とともに、民間の幼稚園から認定 こども園への移行や小規模保育施設の整備による2号認定、3号認定の児童 の受け皿が今後どのように推移していくのかが重要となります。



(1) 民間活力による認定こども園や小規模保育施設の整備で待機児童ゼロへ 待機児童ゼロへは、次の表の「子ども・子育て支援事業計画(案)」の平成 31年度の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策で示しています。表の(ウ) 欄が必要見込み量となります。民間の幼稚園の認定こども園等への移行や小 規模保育施設の整備などにより、平成31年度には2号認定907人増、3号認定 の0歳は195人+45人の240人増、1・2歳の581人増により児童の受け皿が充足 され(表(エ)・(カ)参照))、公立幼稚園と公立保育所の再編整備によ り定員数が、3号認定の0歳で32人、1・2歳で42人減となっても、トータルで 0歳20人、1・2歳171人が確保されます(表(オ)・(キ)参照)。また公立 幼稚園が認定こども園となることにより2号認定が227人増となります。よっ て、2号認定はトータルで344人が確保されます(表(ウ・エ・オ・キ)参照)。

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策(平成31年度)(単位:人)

		3歳~5歳の内				
		1号	2号	2 号 (幼稚園) *	3号 (O歳)	3号 (1・2歳)
(ア)需要量(平成31年度)		5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
(イ)現在の供給量		9,660人	4,229人	_	500人	2,078人
(ウ)必要見込み量(平成 31年度)		3,843人	7人	▲797人	▲188人	▲368人
確によった。	幼保連携型認定こ ども園	▲907人	907人		60人	260人
ー カ 第	小規模保育施設		_		135人	321人
	合計	▲907人	907人		195人	581人
(オ)公立再編整備による増減		▲1,939人	. 227人		▲32人	▲42人
(カ)民間保育園等による確 保方策					45人	
(キ)必要見込み量・確保方 策・公立再編整備による需給 調整数の合計		997人	. 344人		20人	171人

^{*} 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

- (ア) 需要量・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
- (イ) 供給量・・平成25年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量
- (ウ) 必要見込み量・・(イ) (ア) により算出される量
- (エ) 確保方策・・施設の整備等により新たに提供される量
- (オ)公立再編整備による増減
 - ・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量
- (カ) 民間保育園等による確保方策・・民間保育園による定員の拡充
- (キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計
 - $\cdot \cdot \cdot (p) + (x) + (x) + (x) + (x) = -(x) + (x) + (x) + (x) = -(x) + (x) = -(x) + (x) = -(x) + (x) = -(x) = -(x$

(2) 公立幼稚園・公立保育所の再編整備

地域の子ども・子育て支援の拠点施設として公立幼稚園・公立保育所の再編整備を進めるにあたっては、「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」のもと、現行の公立幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂していく方向で、リージョン地域ごとに既存施設の活用を図りながら1箇所の子育て支援センター(*)と保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ認定こども園などの整備を進めます。

また各リージョン地域の幼稚園については、需給状況などの必要性に応じて2号認定児の受け入れなどを検討できるよう、幼稚園型認定こども園への移行を平成29年度の子ども・子育て支援事業計画の進捗にかかる中間見直し(以降、「計画中間見直し」)に合わせて検討します。

(*)子育て支援センター・・乳幼児の親子が気軽に集い、交流し、子育ての悩みを相談でき、子育てに関する様々な情報が得られる場所で、鴻池・長瀬・荒本の3支援センターには保育機能も併設しています。

① Aリージョン地域の再編整備

石切保育所を孔舎衙幼稚園に集約し、その整備を平成30年度に行い、31年度からA地域の幼保連携型認定こども園(*)に移行します。 A地域の子育て支援センターの開設については、「計画中間見直し」に合わせて検討します。

(*) 幼保連携型認定こども園・・・保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ教育・保育施設で、本市の公立施設では1号認定(満3歳以上で教育を希望)、2号認定(満3歳以上で教育と保育を希望)、3号認定(満3歳未満で保育を希望)の子どもを対象とします。

② Bリージョン地域の再編整備

縄手幼稚園と六万寺保育所を縄手南幼稚園に集約し、その整備を平成 28年度に行い、平成29年度からB地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお縄手幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止します。

計画中間見直しを踏まえた上で、平成30年度から縄手北幼稚園、池島幼稚園の4歳児の入園募集の停止を判断し、鳥居保育所については0歳児

の必要見込み量が確保できることを前提に**0**歳児の入所募集停止を実施 していきます。

B地域は旭町子育て支援センターを存続させます。

③ Cリージョン地域の再編整備

成和幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止し、平成29年度に北宮幼稚園に集約し、幼稚園型認定こども園(*)に移行します。 C地域は鴻池子育て支援センターを存続させます。

(*) 幼稚園型認定こども園・・・保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ教育・保育施設で、1号認定(満3歳以上で教育を希望)、2 号認定(満3歳以上で教育と保育を希望)の子どもを対象とします。

④ Dリージョン地域の再編整備

玉串幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止し、平成29年度から若江幼稚園に集約します。

岩田保育所については**0**歳児の必要見込み量が確保できることを前提 に平成**30**年度から**0**歳児の入所募集停止を実施していきます。

またD地域の認定こども園などについては、「計画中間見直し」に合わせて検討します。

D地域は荒本子育て支援センターを存続させます。

- ⑤ Eリージョン地域については、楠根子育て支援センターを存続させます。 また、公立の就学前教育・保育施設がないため再編整備はありません。
- ⑥ Fリージョン地域の再編整備

菱屋西・意岐部・高井田幼稚園およびG地域の金岡保育所を小阪幼稚園に集約し、その整備を平成28年度に行い、平成29年度からF地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお菱屋西・意岐部・高井田幼稚園は平成28年度から4歳児の入園を停止します。

御厨保育所については、0歳児の必要見込み量が確保できることを前提 に平成30年度から0歳児の入所募集停止を実施していきます。

F地域の子育て支援センターについては、近鉄布施駅前周辺への整備 に向けた検討を進めていきます。

⑦ Gリージョン地域の再編整備

長瀬西幼稚園、弥刀東幼稚園と大蓮保育所を集約し、その整備を平成 29·30年度に行い、平成31年度からG地域の幼保連携型認定こども園に 移行します。なお弥刀東幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を 停止し、平成29年度には長瀬西幼稚園に集約します。

またG地域の金岡保育所は、平成29年度から開設するF地域の幼保連携型認定こども園に集約されます。

友井保育所については、**0**歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成**30**年度から**0**歳児の入所募集停止を実施していきます。

G地域は長瀬子育て支援センターを存続させます。

4 地域の子ども・子育て支援の拠点として整備

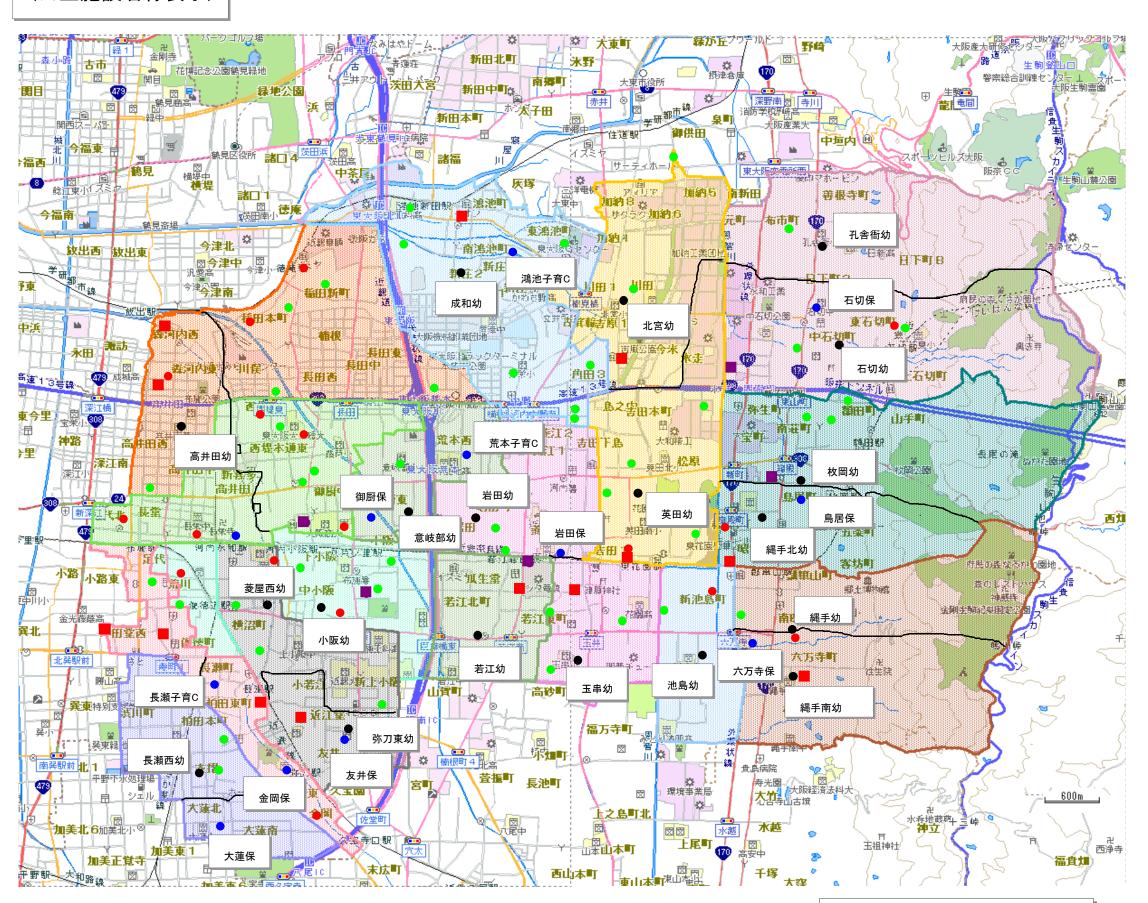
(1)公立幼稚園・公立保育所の再編整備により、地域の子ども・子育て支援の拠点施設として、新たに幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園への移行を促進していきます。また中間見直しを行い、新たな調整要因、例えば1号認定利用定員の更なる調整による幼稚園の統廃合も考えられることから、新たな認定こども園や子育て支援センターの整備については、計画中間見直しに合わせて検討することとします。

公立の就学前教育・保育施設再編整備計画(概要) 平成27年度 再編内容 平成31年度末 再編整備内容 再編整備場所 リージョン 幼稚園 保育所 孔舎衙幼稚園 ・幼保連携型認定こども園(平成31年 集約 孔舎衙幼稚園内 Α 石切保育所 石切幼稚園 存続 縄手幼稚園 ・幼保連携型認定こども園(平成29年 縄手南幼稚園 集約 縄手南幼稚園内 ・縄手幼稚園は平成28年度から(4歳 六万寺保育所 В 枚岡幼稚園 存続 ・平成29年度の計画中間見直しを踏ま え、入園停止を判断 縄手北幼稚園 ・平成29年度の計画中間見直しを踏ま 池島幼稚園 ・待機児童の状況により平成30年度から 鳥居保育所 (0歳児)入所停止 成和幼稚園 ・幼稚園型認定こども園(平成29年度) 北宮幼稚園内 集約 С ・成和幼稚園は平成28年度から(4歳 児)新規入園停止 北宮幼稚園 鴻池子育て支援センター (保育所機能) 存続 ・鴻池子育て支援センター 岩田幼稚園 存続 英田幼稚園 存続 若江幼稚園 ·玉串幼稚園は平成28年度から(4歳 児)新規入園停止 D 若江幼稚園内 集約 玉串幼稚園 ・待機児童の状況により平成30年度から 岩田保育所 荒本子育て支援センター ・荒本子育て支援センター 存続 (保育所機能) ・待機児童の状況により平成30年度から (0歳児)入所停止 御厨保育所 意岐部幼稚園 高井田幼稚園 ・幼保連携型認定こども園(平成29年 小阪幼稚園 小阪幼稚園内 集約 ・菱屋西・高井田・意岐部幼稚園は平成 28年度から(4歳児)新規入園停止 菱屋西幼稚園 金岡保育所 弥刀東幼稚園 ・幼保連携型認定こども園(平成31年 長瀬西幼稚園 集約 未定 ・弥刀東幼稚園は平成28年度から(4歳 G 児)新規入園停止 大蓮保育所 長瀬子育て支援センター 存続 ・長瀬子育て支援センター (保育所機能) ・待機児童の状況により平成30年度から (0歳児)入所停止 友井保育所

※Eリージョンには公立幼稚園および公立保育所はありません ※Bリージョンの旭町子育て支援センター及びEリージョンの楠根子育て支援センターは、単独の子育て支援センターとして存続します。 資料1-3

第5回幼保連携検討部

資料1·参考資料第5回幼保連携



※参考資料のため若干の誤 差はあります 認定こども園(私立)

● 保育所(公立)

保育所(私立)

● 幼稚園(公立)

● 幼稚園(私立)

小規模保育施設